

IV 参考図書

**1 その他土地利用等に関する条例
・規則・要綱等**

道路位置指定の取扱基準

指定道路は主として次の事項を満たす必要がある。

1. 公共の用に供する道路であること。
2. 長期にわたって（指定道路である間）道路区画が明確であること。
3. 上下水道、ガス管等公共施設が安全に埋設出来ること。
4. 道路両側側溝は、道路部分のほか、開発区域全体の排水を受け持つものであること。
5. 交通の安全が確保されていること。

目次

第1（趣旨）	1
第2（申請手続き）	1
第3（添付図書）	1
第4（技術基準）	2
1. 道路幅員のとり方	2
2. 道路等の構造	3
3. 指定道路の長さ	4
4. すみ切りのとり方	5
5. 回転広場について	7
6. 雨水排水柵の構造	7
7. 計画雨水量の算定	8
8. 矩形水路断面の算定	8
9. 円形水路断面の算定	8
10. 計算例	9
11. 建築基準法施行令第144条の4第1項1号ホの運用基準	10
第5（法令抜粋）	11

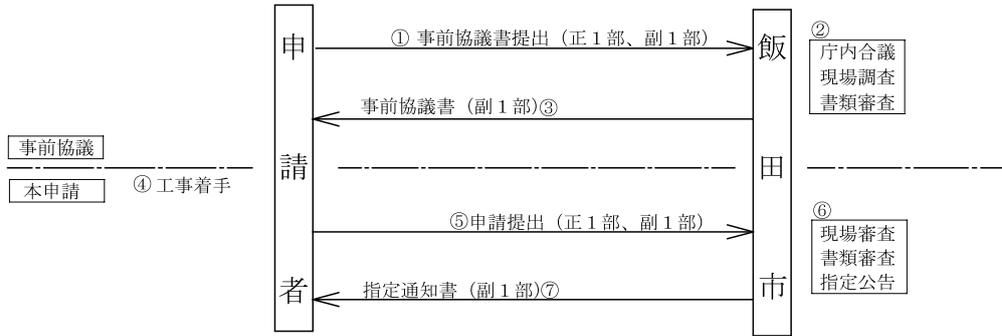
道路位置指定の取扱基準

(趣 旨)

第1 この基準は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定により道路の位置指定を行うについて、同法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）第144条の4、同法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）第9条及び第10条並びに同法施行細則（昭和50年飯田市規則第34号。以下「規則」という。）第7条及び第8条の2に規定するもののほか必要な事項を定めるものとする。

(申請手続き（省令第9条、第10条、規則第7条、第8条の2関係）)

第2 申請書（正1部、副1部）は、原則として法第42条第1項第5号の規定により道路の位置の指定を受けようとする道路（以下「指定道路」という。）の事前協議後に提出するものとし、申請手順は下記の手順とする。



注：事前協議は道路位置指定の構造等協議をするものであり、農地転用許可又は道路自営工事承認申請若しくは公共物占用許可申請等の関係法令手続き完了後に工事着手すること。

(添付図書（省令第9条関係）)

第3 申請書に添付すべき図書は次のとおりとする。

1. 付近見取図 申請書裏面利用又は、別添えでも可
2. 地籍図
 - ア. 造成計画図 指定道路の位置、地番、幅員、延長、隅切、指定道路の接する道路（以下「既設道路」という。）の位置、幅員、予定建築物の敷地の形状及び縦横断図、排水計画等並びに開発面積を明示し、方位を記入する。
 - イ. 公図の写し 指定道路となる土地は、地番を分筆し、公図に明示する。
3. 道路構造図 道路の縦横断図、縁石、排水施設、路面の構造等の詳細を明示する。
4. 排水計画書 計画雨水量並びに排水路面断面計画書
5. 承諾書等
 - ア. 承諾書 指定道路となる土地並びに、指定道路の排水経路となる土地の登記簿謄本（副本は写しで可）及び、承諾者の印鑑証明（発行後3ヶ月以内）
 - イ. 面積表 道路及び開発予定区域の面積の求積計算書（分筆時の土地家屋調査士資料等）及び面積表
 - ウ. 委任状 道路位置指定の申請にあたり、申請者本人の代理として申請等を行う場合。
 - エ. その他 指定道路の土地について、許可又は承諾等が必要なものは、その許可又は承諾等を証する書面の写しを添付すること。（農地転用許可、用悪水路占用許可等）

注1：図面には、縮尺、作成者の記名捺印及び作成年月日を記載すること。

注2：図面縮尺は、造成計画図1/100～1/200、道路構造図1/20～1/30程度とする。

※事前協議申請時の添付書類は1～4及び5-ウの書類とする。
ただし2-イについては分筆予定線がかまわない。

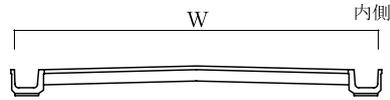
(技術基準(令144条の4関係))

第4 指定道路の技術基準は次のとおりとする。

1. 道路幅員のとり方

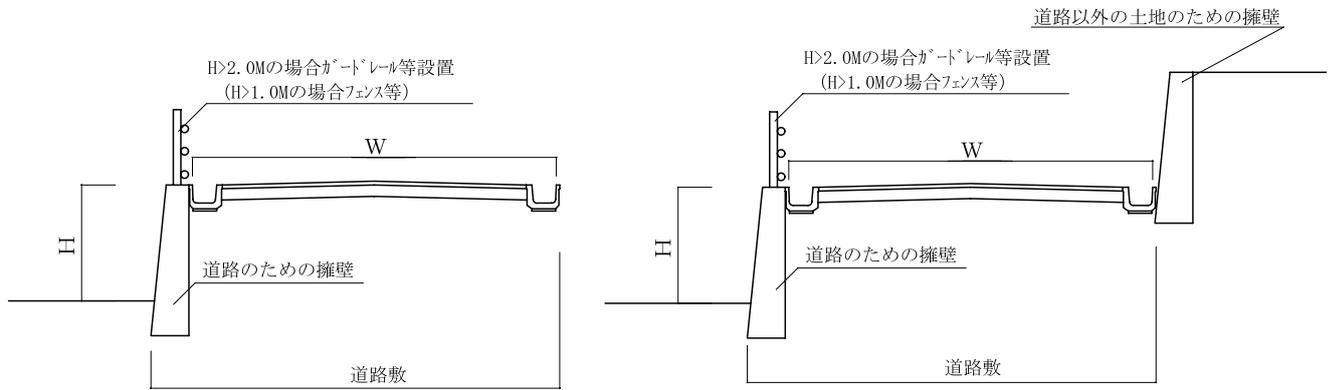
(1) 一般的な幅員のとり方

ア：標準



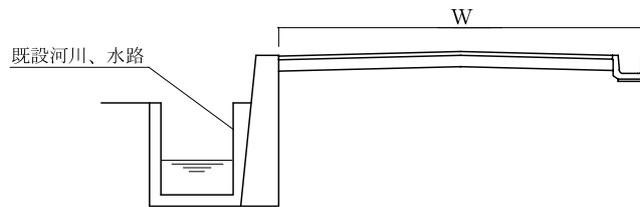
W：指定道路幅員

イ：道路とその他の部分に段差がある場合

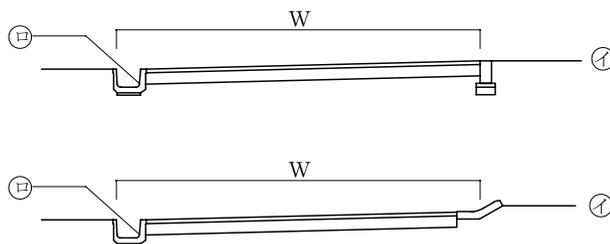


(2) 例外的な幅員のとり方 (注) 特殊な幅員のとり方であるため建築課と協議すること

ア：既設河川又は水路がある場合。



イ：勾配の大きい既設道路との接道部分又は、急な曲がり等の部分で横断面を片勾配とした方が適切とみなされる場合。

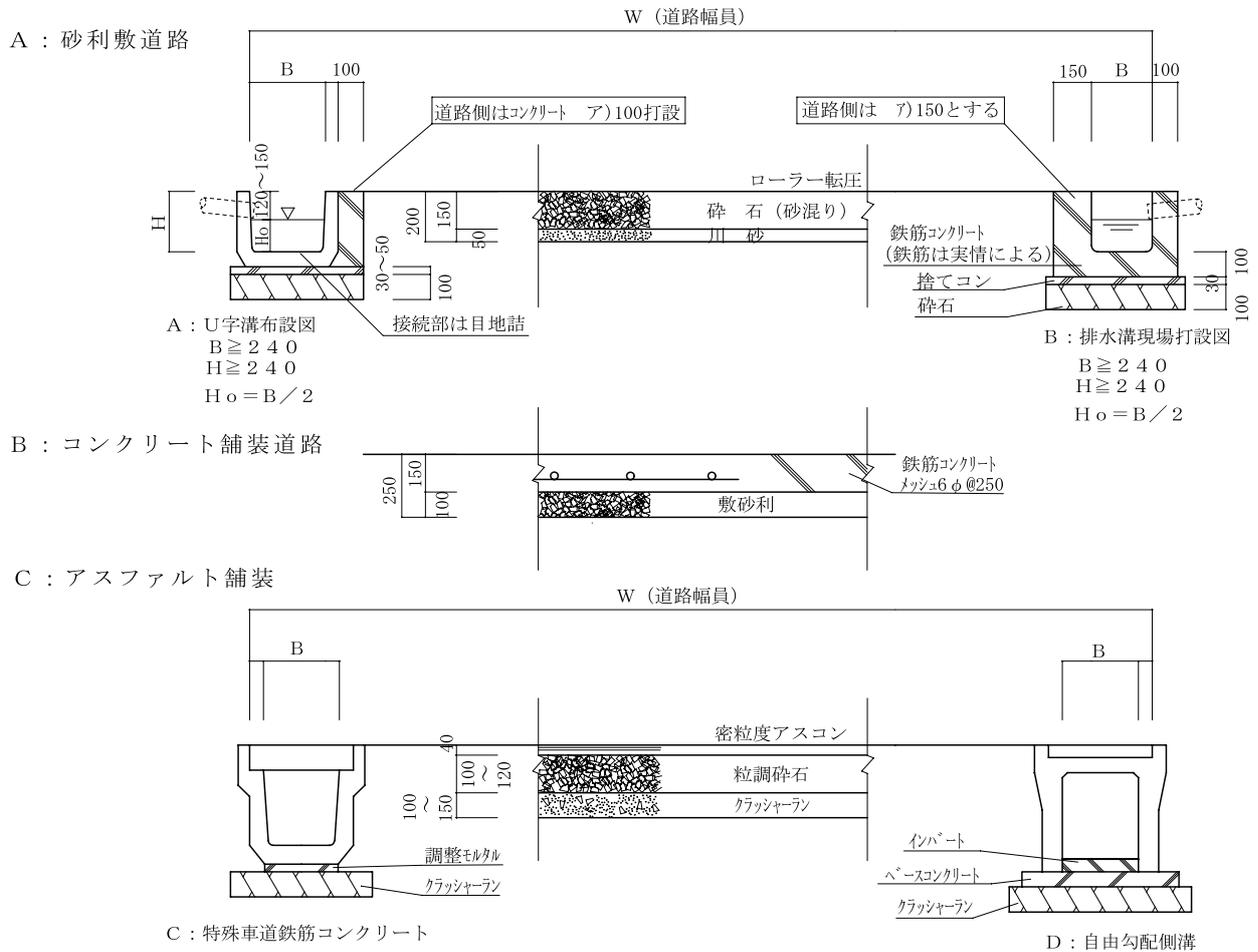


※但し㊧の敷地排水は別に計画するものとし㊧の雨水等の排水を道路表面を経由させて㊦のU字溝へ排水しないこと。

2. 道路等の構造

(1) 道路の構造

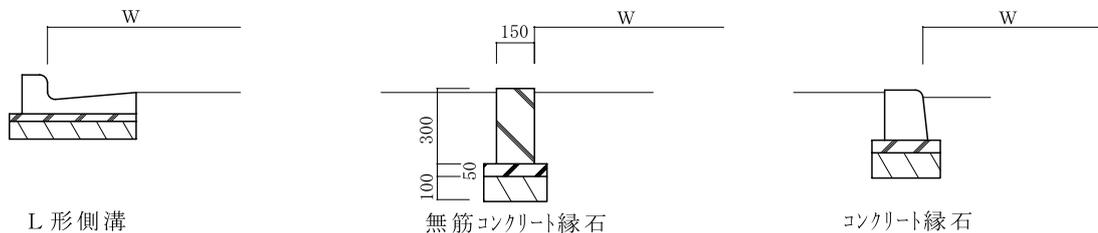
路面は、下図A、B、Cを標準とする。ただし縦断勾配が9%を超え12%以下の場合には、舗装とし滑り止めの措置を行う。



(2) 道路側溝等の構造 (原則として道路の両側に側溝を設ける)

側溝は、鉄筋コンクリートU型、車道用鉄筋コンクリートU型、特殊車道鉄筋コンクリートU型、自由勾配側溝又は、コンクリート現場打設等とし寸法はいずれも240×240以上とする。

(3) 道路側溝等の構造例 (例外的に道路片側を縁石とする場合)



A: 勾配の大きい既設道路との接続部分又は、急な曲がり等の部分で横断面を片勾配とした方が適切とみなされる場合は、水上側に上図(3)の縁石を設置する。

B: 道路の終端を表示するについては(2)の側溝又は(3)の縁石を設置する。

C: 転回広場を表示するについては(2)の側溝又は(3)の縁石を設置する。

(4) 側溝蓋 (必要のある場合設置する)

指定道路を側溝が横断する場合、耐加重のあるコンクリート蓋又は、グレーチングを設置する。

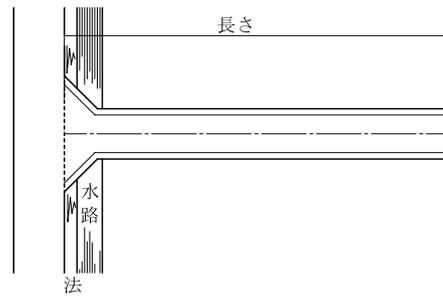
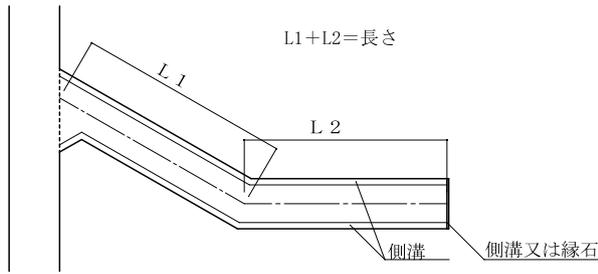
3. 指定道路の長さ

指定道路は両端が他の道路に接続したもので幅員が4 m以上あること。
ただし次のイからニまでの一に該当する場合は袋路状道路とすることが出来る。

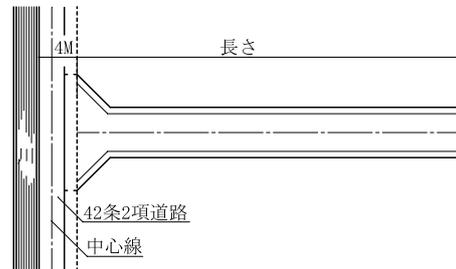
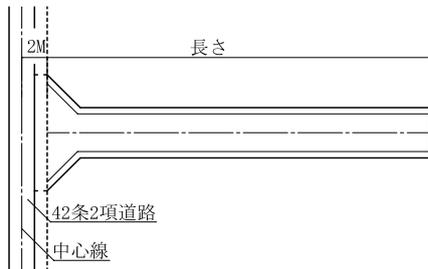
- (イ) 延長が35 m以下の場合（施行令第144条の4第1項1号のホ運用基準参照）
- (ロ) 終端が公園（都市公園に限る）で自動車の転回に支障ないものに接続。
- (ハ) 延長が35 mを超える場合で、終端及び区間35 m以内ごとに国土交通大臣の定める基準に適合する自動車の転回広場が設けられている場合。
- (ニ) 幅員が6 m以上の場合。

(1) 指定道路の長さは、道路中心線の長さとする。

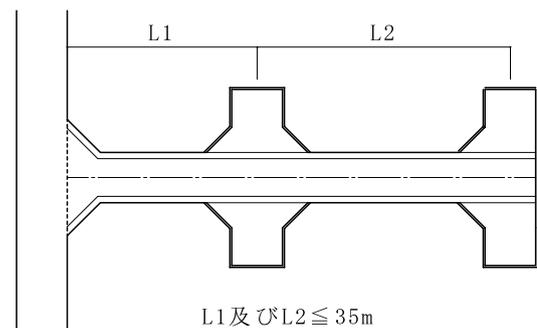
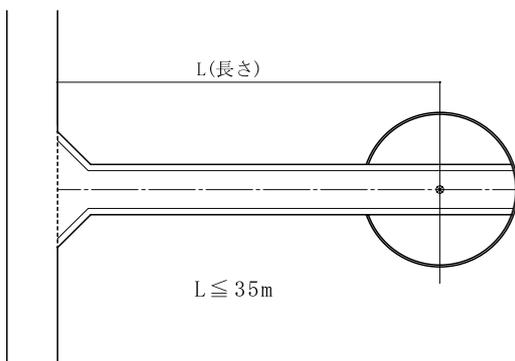
(2) 水路等を含む場合の指定道路の長さは、水路等を含むものとする。



(3) 法第42条第2項による道路に接する指定道路の長さは、道路の中心線から2 mの後退線から測るものとする。



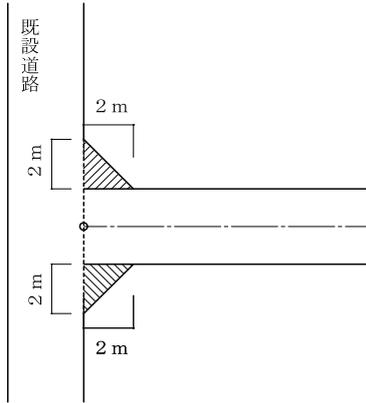
(4) 転回広場がある場合の指定道路の長さは、転回広場の中心までの長さとする。
なお転回広場は、法第42条第1項第5号道路として取扱う。



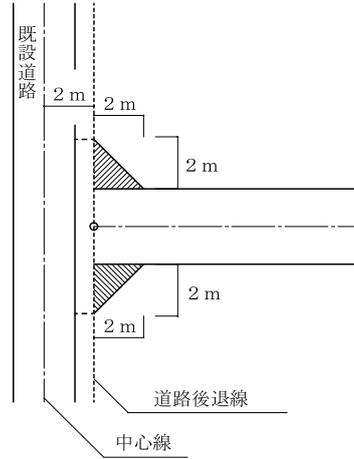
4. すみ切りの取り方

一辺が2 m以上の直角三角形を原則とする。

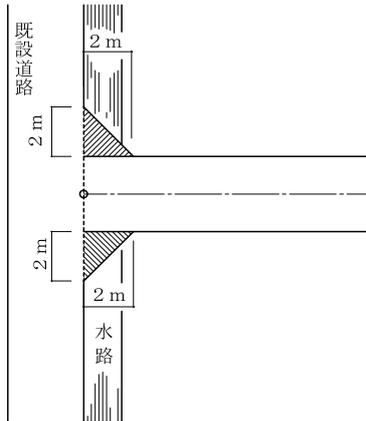
(1) 4 m以上の道路の場合



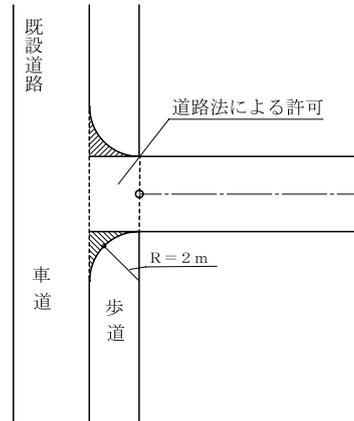
(2) 法42条2項道路の場合



(3) 水路等がある場合

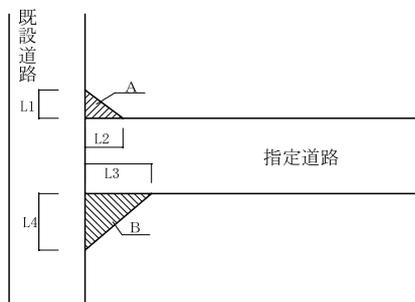


(4) 歩道がある場合



注：既設道路管理者が承諾する範囲とすることが出来る。

(5) 直角に交差する場合でどちらか一方の角地のすみ切り部分が2 m以上とれない場合、次の各号に該当すること。



- (イ) $1 \text{ m} \leq L_1 = L_2$
- (ロ) $3 \text{ m} \leq L_3 \leq 4 \text{ m}$
- (ハ) $3 \text{ m} \leq L_4 \leq 4 \text{ m}$
- (ニ) $A + B \geq 6 \text{ m}^2$

A：すみ切りを2 m以上とれないすみ切り部分の面積

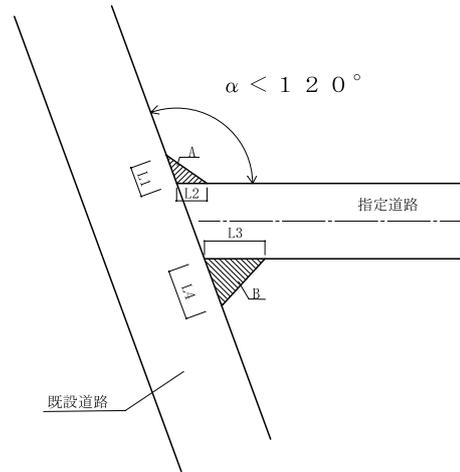
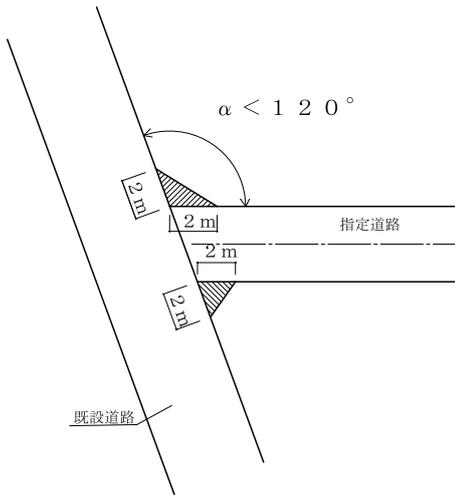
B：すみ切りを条件に合わせる事が可能なすみ切り

(6) 鋭角に交差する場合で相対角が120度未満の場合

次のA又はBに該当すること

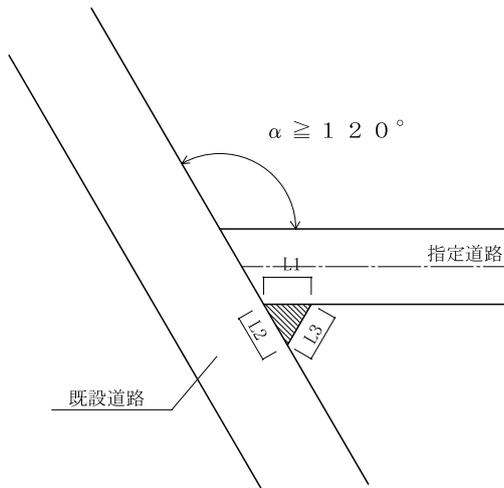
A：一辺が2m以上の二等辺三角形を原則とする

B：一方の角地のすみ切り部分が2m以上とれない場合は(5)を準用する



(7) 鋭角に交差する場合で相対角が120度以上の場合。

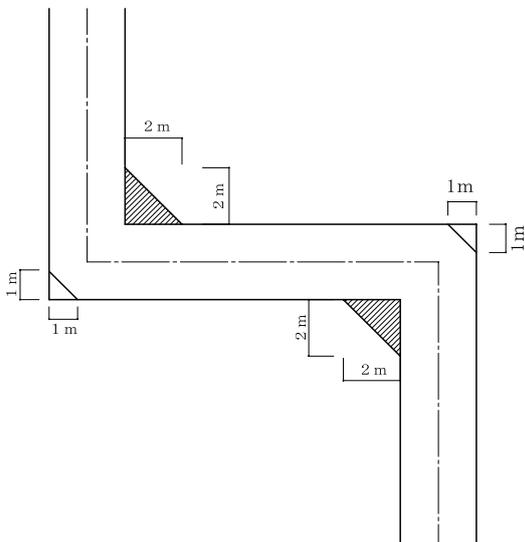
次の各号に該当すること



(イ) 必ず鋭角側にすみ切りをとること。

(ロ) $L1 = L2$ かつ $L3 \geq 2m$

(8) 途中で屈曲する場合

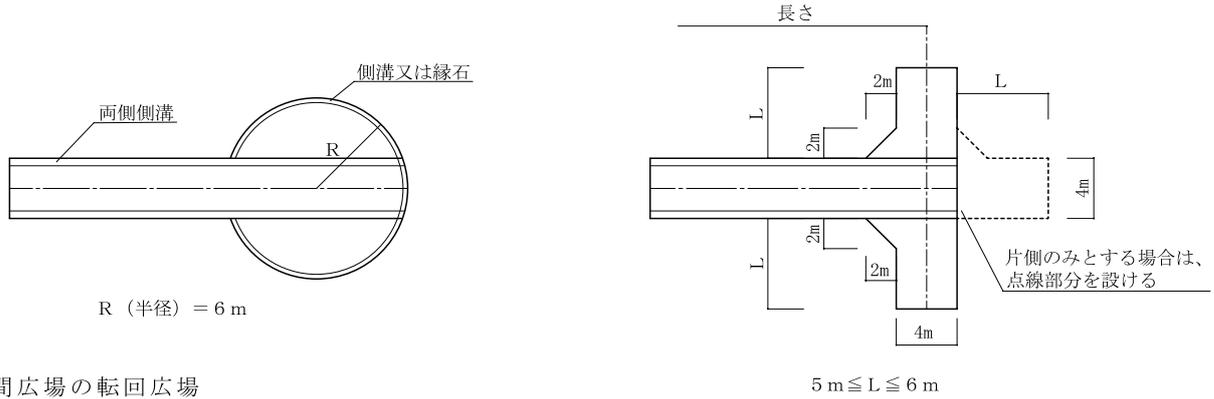


(注) 出隅部分のすみ切りは省略することが出来る。

5. 回転広場について

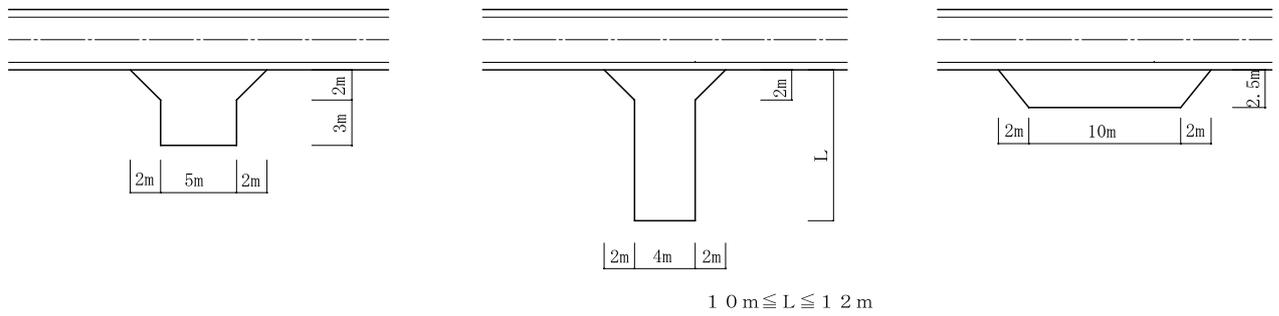
・ 転回広場は、側溝又は縁石等の構造物を用いて表示する。

(1) 終端の転回広場

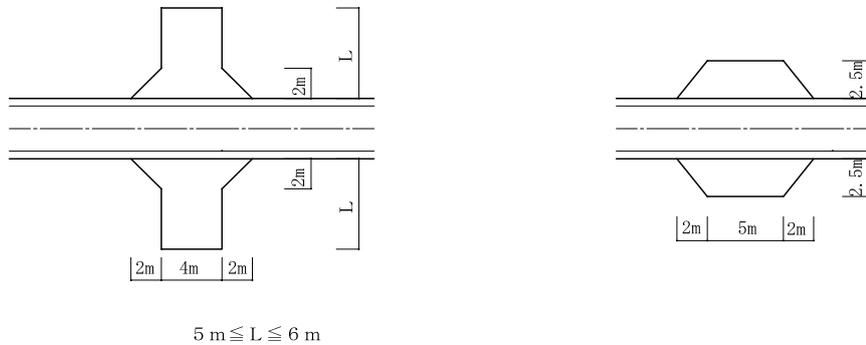


(2) 中間広場の転回広場

A : 片側に設ける場合



B : 両側に設ける場合



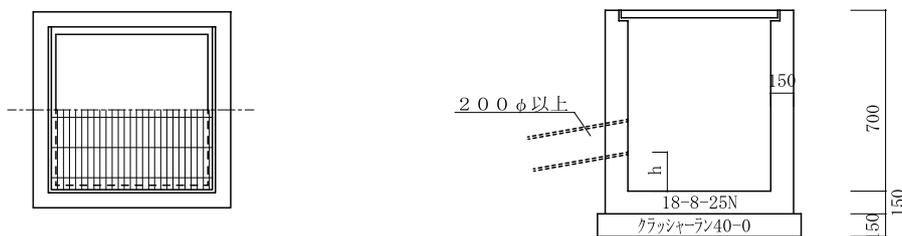
6. 雨水排水柵の構造

開発部分の雨水排水は、各宅地部分から柵により指定道路側溝へ放流することを原則とするが、放流先の位置により指定道路側溝排水を柵を経由して放流先へ導く場合、又は道路管理者の指示により柵を設置する場合下記の仕様とする。

柵：国土交通省の仕様による現場打ちコンクリート柵、既製品RCコンクリート柵又はその他の柵で市の認めるもの

蓋：鋳鉄製マンホール蓋または受枠付きグレーチング蓋（耐加重用）

管径：断面計算以上の径とし、最低200φ以上とする。（10. 計算例参照）



国土交通省標準設計例

※hは底版上面から流出パイプまでの高さとし、現場に合わせて決定する

7. 計画雨水量の算定

開発区域内の計画雨水量の算定については次式による。

$$Q = \frac{1}{360} \cdot C \cdot I \cdot A \quad \text{----- 公式 7}$$

Q : 計画雨水量 m³/秒
 C : 流出係数 右表による
 A : 集水面積 ha ヘクタール (1ha=10,000m²)
 I : 降雨強度 mm/時間 右表による

〈C : 流出係数〉

工種別	流出係数
屋根	0.85~0.95
道路	0.85~0.95
その他の不透水面	0.75~0.85
水面	1.0
勾配のゆるい山地	0.60~0.70
勾配の急な山地	0.70~0.80

〈I : 降雨強度〉

確率年	5年確率	10年確率
流速時間	10分	10分
降雨強度	79.35mm/h	91.50mm/h

※指定道路は10年確率で計算すること。

8. 矩形水路断面 (U字側溝) の算定

流量、断面粗度および排水溝布設勾配を与えた場合の断面算定。

$$Q = A_o \cdot V = (B \cdot H_o) \cdot \left(R^{\frac{2}{3}} \cdot \frac{1}{n} \cdot I^{\frac{1}{2}} \right) \quad \text{----- Manning公式 [m³/秒]}$$

計画水量=有効断面・流速
m³/秒 m² m/秒

B : 開水路巾 [m]

$H_o = \frac{B}{2}$: 水理上の有利水深 [m]
 (同じ断面で最多流量を流す時の断面水深をいう)

$R = \frac{A_o}{P}$: 断面径深 [m]

$P = B + 2H_o$: 潤辺長 [m]

n : 潤辺の粗度係数 (下表-1)

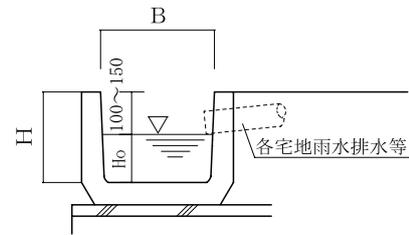
I : 排水溝布設勾配

以上により

$$Q = \left(B \cdot \frac{B}{2} \right) \left\{ \left(\frac{B \cdot \frac{B}{2}}{B + 2 \cdot \frac{B}{2}} \right)^{\frac{2}{3}} \cdot \frac{1}{n} \cdot I^{\frac{1}{2}} \right\} = \frac{B^{\frac{8}{3}}}{5.04} \cdot \frac{1}{n} \cdot I^{\frac{1}{2}}$$

したがって

$$B = \left\{ \frac{5.04 Q}{\frac{1}{n} \cdot I^{\frac{1}{2}}} \right\}^{\frac{3}{8}} \quad \text{----- 公式 8 [m]}$$



9. 円形水路断面 (ヒューム管・ビニール管) の算定

流量、断面粗度および円形水路布設勾配を与えた場合の断面算定。

$$Q = A_o \cdot V = A_o \cdot R^{\frac{2}{3}} \cdot \frac{1}{n} \cdot I^{\frac{1}{2}} = \gamma \cdot D^{\frac{8}{3}} \cdot \frac{1}{n} \cdot I^{\frac{1}{2}} \quad \text{----- Manning公式 [m³/秒]}$$

$\gamma : A_o \cdot R^{\frac{2}{3}} / D^{\frac{8}{3}}$

A_o : 有効断面

以上により

$$D = \left(\frac{Q}{\gamma \cdot \frac{1}{n} \cdot I^{\frac{1}{2}}} \right)^{\frac{3}{8}} \quad \text{----- 公式 9 [m]}$$

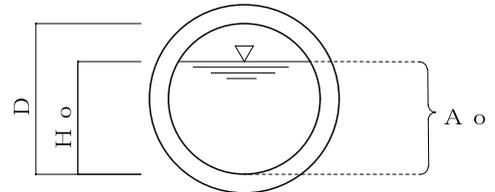


表-1

n : 潤辺粗度係数	
コンクリートU字溝	0.015
ヒューム管	0.014
塩化ビニール管	0.012

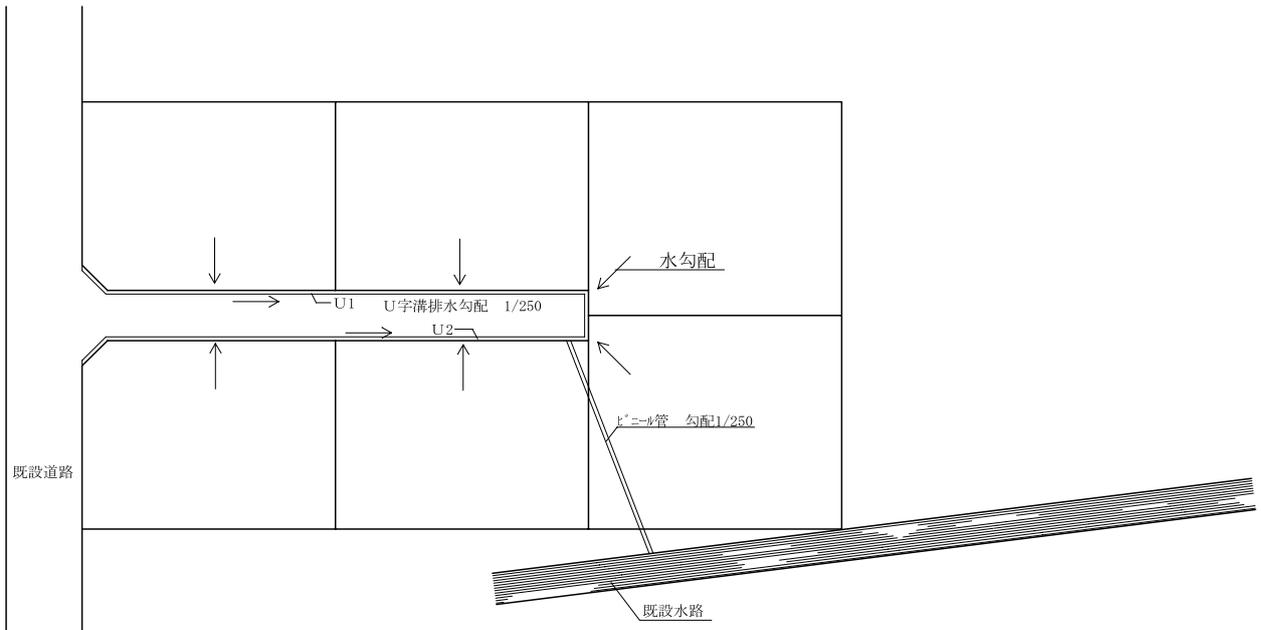
表-2

Ho/D	γ
0.60	0.2094
0.70	0.2609
0.80	0.3047
0.90	0.3321
0.93	0.3365

←円断面の最大流量

10. 計算例

下図のような開発区域（面積：0.2ha）の指定道路の両側側溝U1、U2ならびに放流管サイズを求める。



計画雨水量を算出する

公式7より $Q = \frac{1}{360} \cdot C \cdot I \cdot A$

$$= \frac{1}{360} \times 0.8 \times 123 \times 0.2 = 0.0546 \quad \text{m}^3/\text{s}$$

矩形水路断面（U字側溝）を求める。

$n = 0.015$ $I = 1/250$ と仮定する。又 $H_o = \frac{B}{2}$ （水理上の有利水深を採用する）

U1、U2はそれぞれ計画雨水量の半分（ Q_1 、 $Q_2 = \frac{Q}{2}$ ）を受持排水するものとする。

公式8より $B = \left\{ \frac{5.04 \cdot Q}{\frac{1}{n} \cdot I^{\frac{1}{2}}} \right\}^{\frac{3}{8}}$

$$= \left\{ \frac{5.04 \times \frac{0.0546}{2}}{\frac{1}{0.015} \times \left(\frac{1}{250}\right)^{\frac{1}{2}}} \right\}^{\frac{3}{8}} = \left(\frac{0.138}{4.216}\right)^{\frac{3}{8}} = (0.0327)^{\frac{3}{8}} = 0.277 \quad [\text{m}]$$

$$H = H_o + 0.15 = \frac{B}{2} + 0.15 = 0.288 \quad [\text{m}]$$

よって側溝U1、U2の寸法は 300×300 とする。

円形水路断面（塩ビ管）を求める。

$n = 0.012$ $I = 1/250$ と仮定する。又 $H_o/D = 0.93$ （従って $r = 0.3365$ ）を採用する

公式9より $D = \left(\frac{Q}{r \cdot \frac{1}{n} \cdot I^{\frac{1}{2}}} \right)^{\frac{3}{8}}$

$$= \left(\frac{0.0546}{0.3365 \times \frac{1}{0.012} \times \left(\frac{1}{250}\right)^{\frac{1}{2}}} \right)^{\frac{3}{8}} = \left(\frac{0.0546}{1.7733}\right)^{\frac{3}{8}} = (0.0308)^{\frac{3}{8}} = 0.271 \quad [\text{m}]$$

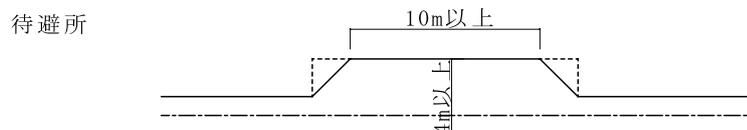
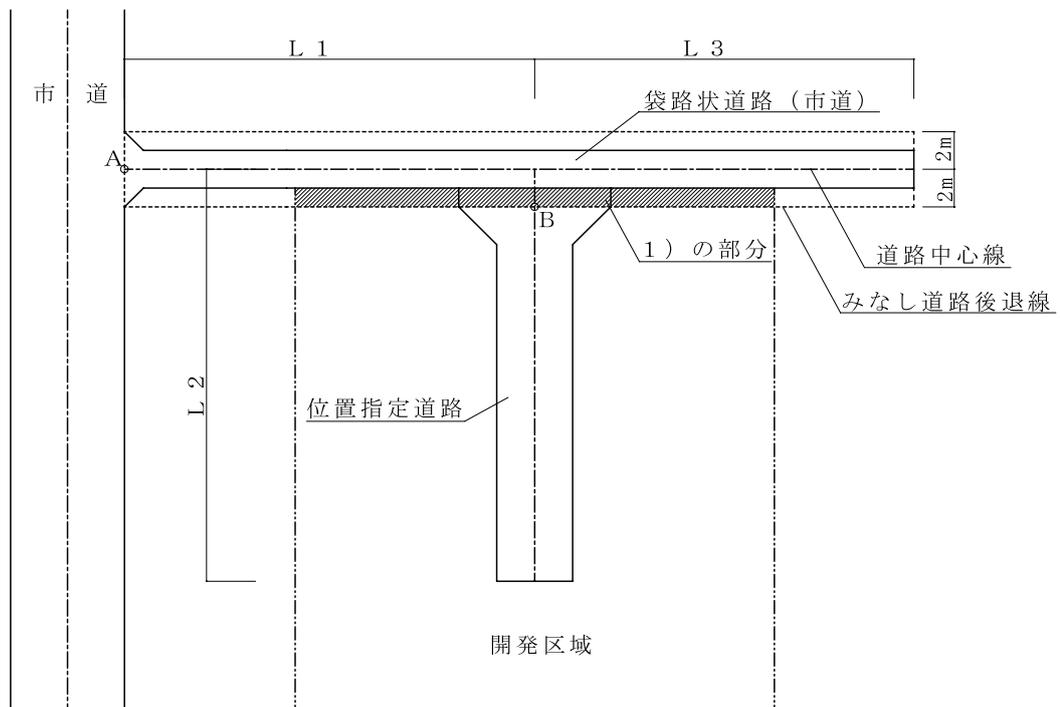
よって円形排水路は塩ビ管 300 [mmΦ] とする。

計算機による $\times \frac{3}{8}$ の求め方 $\text{---} \setminus$ \times を3回掛けて $\sqrt{\quad}$ を3回押す。

1 1 . 建築基準法施行令第 1 4 4 条の 4 第 1 項 1 号ホの運用基準

建築基準法施行令第 1 4 4 条の 4 第 1 項 1 号イの () 書き袋路状道路に袋路状位置指定道路が接続する
 場合で、次の 1) 及び 2) に該当する場合は、同条第 1 項 1 号イの () 書きにかかわらず、延長の起点を
 図中の B とすることができる。なお、市道部分の自営工事については道路管理者の指導による。

- 1) 接続する袋路状道路に開発区域が接道する場合は、開発者は当該開発区域に限って法第 4 2 条第 2 項
 の「みなし道路」の後退線まで道路とし、市道編入（寄付採納）すること。
- 2) 次のいずれかに該当すること。ただし L 1、L 3 の有効幅員は 2.5 m 以上、L 1 は法第 4 2 条の道
 路、L 3 は市が管理する道路であること。
 - (1) $L 1 \leq 35 \text{ m}$ かつ $L 3 \geq 10 \text{ m}$ （ただし L 1 は有効幅員 4 m 未満部分の総延長とする。以下同じ）
 - (2) $L 1 + L 2 \leq 70 \text{ m}$ かつ $L 3 \geq 35 \text{ m}$
 - (3) $3 L 1 \leq L 3$
 - (4) $L 1 \leq L 3$ かつ $L 3 \geq 200 \text{ m}$
 - (5) $L 3 \geq 10 \text{ m}$ 、かつ L 1 区間 70 m に 1 ヶ所の割合で転回広場（縦列型に限る）若しくは待避所
 （道路幅員 4 m 以上かつ当該部分が 10 m 以上で、両端に 45 度のすみ切若しくは同すみ切が内
 接する空地を有する部分を設けた施設）を設けた場合、なお転回広場、待避所は市道編入するこ
 と。



(法令抜粋)

第5 位置指定道路に関する法令

法第42条 (道路の定義)

この章の規定において「道路」とは、次の各号の一に該当する幅員4m(特定行政庁がその地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認めて都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内においては、6m。次項及び第3項において同じ。)以上のもの(地下におけるものを除く)をいう。

一～四 略

五 土地を建築物の敷地として利用するため、道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法によらないで築造する政令で定める基準に適合する道で、これを築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けたもの

政令第144条の4 (道に関する基準)

法第42条第1項第5号の規定により政令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 両端が他の道路に接続したものであること。ただし、次のイからホまでの一に該当する場合には、袋路状道路(その一端のみが他の道路に接続したものをいう。以下この条において同じ。)とすることができる。
 - イ 延長(既存の幅員6m未満の袋路状道路に接続する道にあっては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。ハにおいて同じ。)が3.5m以下の場合
 - ロ 終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合
 - ハ 延長が3.5mを超える場合で、終端及び区間3.5m以内ごとに国土交通大臣の定める基準に適合する自動車の転回広場が設けられている場合
 - ニ 幅員が6m以上の場合
 - ホ イからニまでに準ずる場合で、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合
- 二 道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所(交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上の場合を除く。)は、角地の隅角をはさむ辺の長さ2mの二等辺三角形の部分の道に含むすみ切りを設けたものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。
- 三 砂利敷きその他ぬかるみとならない構造であること。
- 四 縦断勾配が12%以下であり、かつ、階段状でないものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。
- 五 道及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝、街渠その他の施設を設けたものであること。

2～3 略

省令第9条 (道路の位置の指定の申請)

法第42条第1項第五号に規定する道路の位置の指定を受けようとする者は、申請書正副2通に、それぞれ次の表に掲げる図面及び指定を受けようとする道路の敷地となる土地(以下「土地」という。)の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の承諾書を添えて特定行政庁に提出するものとする。

図面の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
地籍図	縮尺、方位、指定を受けようとする道路の位置、延長及び幅員、土地の境界、地番、地目、土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の氏名、土地内にある建築物、工作物、道路及び水路の位置並びに土地の高低その他形上特記すべき事項

省令第10条 (道の位置の指定の公告及び通知)

特定行政庁は、前条の申請に基づいて道路の位置を指定した場合には、その旨を公告し、かつ、申請者に通知するものとする。

規則第7条 (道路の位置の指定の申請書の様式等)

省令第9条の道路の位置の指定の申請書の様式は、道路位置指定申請書(様式第4号)によるものとする。

規則第8条の2 (私道の変更等)

法第42条第1項第3号又は第5号の規定による私道を変更し、又は廃止しようとする者は、建築基準法による私道の変更(廃止)届(様式第5号)に、省令第9条に規定する図面を添えて市長に提出しなければならない。

建築基準法施行細則

昭和50年 7月30日
規則第34号

(趣旨)

第1条 この規則は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）及び飯田市手数料条例（平成12年飯田市条例第3号。以下「条例」という。）の規定に基づき建築物及び工作物の確認に関し必要な事項を定めるものとする。

(確認申請書に添付する書類)

第2条 建築主事は、法第6条第4項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による審査をするため特に必要があるときは、申請者に対し省令第1条の3又は省令第3条に規定する図書及び書類のほか必要と認める図書及び書類の提出を求めることができる。

第3条 削除

(確認申請手数料等の減免)

第4条 条例第6条第3項の規定による条例別表第2に規定する手数料の免除又は減免の申請は、建築基準法による確認（完了検査）申請手数料免除（減額）申請書（様式第1号）によりしなければならない。

(建築主等の変更の届出)

第5条 法第6条第1項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認を受けた建築物若しくは工作物又は法第85条第3項若しくは第5項に規定する許可を受けた建築物について、その工事の完了前に建築主、築造主又は申請者（以下「建築主等」という。）に変更があつたときは、遅滞なく建築主等変更届（様式第2号）に当該建築物若しくは工作物の確認済証又は許可書及び変更を証する書類等を添えて建築主事に届出なければならない。建築主等の住所又は氏名に変更があつたときも同様とする。

2 建築主事は、前項の規定による届出を受理したときは、建築主等変更受理通知書（様式第2号）により当該建築主に通知するものとする。

(記載事項の変更)

第5条の2 建築主等は、その確認を受けた建築物若しくは工作物又は許可を受けた建築物について、その工事の完了前に工事管理者、工事施行者又は敷地の名称等（以下「記載事項」という。）に変更があつたときは、記載事項変更届（様式第2号の2）に確認済証又は許可書及び変更を証する書類等を添えて建築主事に届け出なければならない。

2 建築主事は、前項の規定による届出を受理したときは、記載事項変更受理通知書（様式第2号の2）により当該建築主に通知するものとする。

(工事のとりやめの届出)

第6条 建築主等は、その確認を受けた建築物又は工作物の工事の全部又は一部をとりやめようとするときは、工事とりやめ報告書（様式第3号）に確認済証（工事の一部のとりやめの場合にあつては、確認済証及び当該とりやめる部分を表示した図面）を添えて建築主事に届出なければならない。

2 前項の規定は、法第18条第2項に規定する機関の長又はその委任を受けた者が同条第8項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定により適合する旨の通知のあつた建築物又は工作物の工事の全部又は一部を取りやめようとする場合に準用する。

(道路の位置の指定の申請書の様式等)

第7条 省令第9条の道路の位置の指定の申請書の様式は、道路位置指定申請書（様式第4号）によるものとする。

(道の指定)

第8条 法第42条第2項の規定により指定する道は、地方公共団体が管理する幅員が4メートル未満1.8メートル以上の道及び旧市街地建築物法（大正8年法律第37号）第7条ただし書の規定により建築線を指定した道路とする。ただし、裏界線を除くものとする。

(私道の変更等)

第8条の2 法第42条第1項第3号又は第5号の規定による私道を変更し、又は廃止しようとする者は、建築基準法による私道の変更（廃止）届（様式第5号）に、省令第9条に規定する図面を添えて市長に提出しなければならない。

（許可の申請）

第9条 法第85条第3項又は第6項に規定する許可を受けようとする者は、省令第10条の4に規定する様式に、省令第1条の3第1項の表1の（い）に掲げる付近見取図、配置図及び各階平面図並びに同表の（ろ）に掲げる2面以上の立面図及び断面図を添えて市長に提出しなければならない。

（敷地の指定）

第10条 法第53条第3項第2号の規定により指定する敷地は、次の各号に掲げる敷地とする。

（1）敷地の周辺の長さの3分の1以上が道路、公園、広場、水面その他これらに類するものに接する敷地

（2）敷地の周辺の長さの6分の1以上が幅員15メートル以上の道路に接する敷地

（3）敷地の周辺の長さの6分の1以上が道路に接し、かつ、その道路の反対側に公園、広場、水面その他これらに類するものがあり、これらの幅員の合計が20メートル以上となる敷地

（計画概要書等の閲覧等）

第11条 省令第11条の3第3項の規定により同条第1項に規定する建築計画概要書及び建築基準法による処分の概要書並びに全体計画概要書（以下「計画概要書等」という。）を飯田市役所において一般の閲覧に供する。

2 飯田市の休日（飯田市の休日を定める条例（平成元年条例第40号）第1条第1項に規定する市の休日をいう。）においては、計画概要書等を閲覧に供さない。

3 計画概要書等の閲覧時間は、午前9時から午後4時までとする。

4 計画概要書等を閲覧しようとする者は、閲覧所に備える確認申請書に関する図書の閲覧簿に必要事項を記入し、係員に申し出なければならない。

5 計画概要書等を閲覧する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）係員の指示にしたがつて所定の場所で閲覧すること。

（2）計画概要書等を汚損し、又はき損しないこと。

（3）他人に迷惑を及ぼすような行為をしないこと。

6 市長は、計画概要書等を閲覧する者が前項の規定に違反したときは、閲覧を停止し、又は禁止することができる。

（意見の聴取の請求書）

第12条 法第9条第3項又は第8項（法第10条第4項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取の請求は、建築基準法による意見の聴取請求書（様式第6号）によりしなければならない。

（意見の聴取の議長）

第13条 法の規定に基づく意見の聴取は、市長又は市長の指定した市の職員が議長となり、これを行う。

（開会及び閉会等）

第14条 議長は、開会を宣し、審問を行い、申立てを聞き、閉会を宣する。

（発言の承諾）

第15条 意見の聴取の場所における発言は、議長の許可を受けなければならない。

（意見の聴取の秩序維持）

第16条 議長は、意見の聴取の進行を妨げ、又は不当な行状をする者に対して退出を命じ、その他意見の聴取の秩序を維持するために必要な処置をとることができる。

（入場の制限）

第17条 議長は、意見の聴取の場所の秩序を保持するため必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限することができる。

（傍聴人）

第18条 傍聴人は、意見の聴取の場所で発言することができない。

（意見の聴取の延期）

第 19 条 市長は、災害その他やむを得ない理由により、意見の聴取を行うことができない場合は、意見の聴取の期日を延期するものとする。

2 市長は、前項の規定により意見の聴取の期日を延期したときは、その旨並びに次の意見の聴取の期日及び場所を、当該期日の 2 日前までに、意見の聴取の請求者に通知するとともに、これを公告するものとする。

(記録)

第 20 条 議長の指定した市の職員は、会議のてん末を記録し、署名するものとする。

附 則

この規則は、昭和 50 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 56 年 3 月 11 日規則第 2 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 62 年 3 月 20 日規則第 3 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 62 年 10 月 24 日規則第 29 号)

この規則は、飯田市収入証紙条例を廃止する条例の施行の日から施行する。

附 則 (昭和 63 年 8 月 27 日規則第 24 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 5 年 3 月 3 日規則第 6 号)

この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 6 年 9 月 29 日規則第 33 号)

この規則は、平成 6 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 11 年 5 月 20 日規則第 20 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 11 年 5 月 20 日規則第 21 号)

この規則は、平成 11 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 12 年 3 月 31 日規則第 17 号)

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 13 年 1 月 31 日規則第 3 号)

この規則は、平成 13 年 2 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17 年 7 月 20 日規則第 12 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 19 年 3 月 16 日規則第 6 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 7 月 29 日規則第 39 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 5 年 1 月 25 日規則第 3 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日 (以下「施行日」という。) から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の規定は、施行日以後に提出される届出から適用し、施行日前に提出された届出については、なお従前の例による。

飯田市建築物における駐車施設の附置等に関する条例

平成5年6月30日
条例第79号

(目的)

第1条 この条例は、駐車場法(昭和32年法律第106号。以下「法」という。)第20条の規定に基づき、建築物における自動車の駐車のための施設(以下「駐車施設」という。)の附置及び管理について必要な事項を定めることにより、道路交通の円滑化を図り、もって市民の利便に資するとともに都市の機能の維持及び増進に寄与することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 商業地域 都市計画法(昭和43年法律第100号)第9条第10項に規定する地域をいう。
- (2) 近隣商業地域 都市計画法第9条第9項に規定する地域をいう。
- (3) 周辺地域 法第20条第2項に規定する商業地域及び近隣商業地域の周辺の都市計画区域内の地域をいう。
- (4) 特定用途 法第20条第1項に規定する特定用途をいう。
- (5) 非特定用途 特定用途以外の用途をいう。

(地区の指定)

第3条 法第20条第2項の規定による周辺地域内で条例で定める地区(以下「周辺地区」という。)は、商業地域及び近隣商業地域に接する区域内において、市長が指定する地区とする。

2 市長は、前項の規定により周辺地区を指定したときは、その旨を告示しなければならない。周辺地区を変更し、又は周辺地区の指定を解除したときも、同様とする。

(建築物の新築の場合の駐車施設の附置)

第4条 次の表の(ア)の項に掲げる地域又は地区内において、(イ)の項に掲げる面積が(ウ)の項に掲げる面積を超える建築物を新築しようとする者は、(エ)の項に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ(オ)の項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値((カ)の項に規定する延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に(カ)の項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。)の台数以上の規模を有する駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、商業地域又は近隣商業地域内において、非特定用途に供する建築物で、市長が特に必要がないと認めたものについては、この限りではない。

(ア)	商業地域又は近隣商業地域		周辺地区
(イ)	特定用途に供する部分の床面積と非特定用途に供する部分の床面積に0.5を乗じて得たものとの合計		特定用途に供する部分の床面積
(ウ)	1,000平方メートル		2,000平方メートル
(エ)	特定用途に供する部分	非特定用途に供する部分	特定用途に供する部分
(オ)	150平方メートル	450平方メートル	150平方メートル
(カ)	$1 - (1,000 \text{ 平方メートル} \times (6,000 \text{ 平方メートル} - \text{延べ面積}) / (6,000 \text{ 平方メートル} \times (\text{イ}) \text{ の項に掲げる面積} - 1,000 \text{ 平方メートル} \times \text{延べ面積}))$		$1 - ((6,000 \text{ 平方メートル} - \text{延べ面積}) / (2 \times \text{延べ面積}))$

備考

- 1 延べ面積の算定については、同一敷地内の2以上の建築物で用途不可分であるものは、これを1の建築物とみなす。
- 2 (イ)の項に規定する部分及び(エ)の項に掲げる部分は、駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分を含む。
- 3 (カ)の項に規定する延べ面積は、駐車施設の用途に供する部分の面積を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分を含む。

(大規模な事務所の特例に係る大規模減)

第5条 前条の規定にかかわらず、床面積が10,000平方メートルを超える事務所の用途に供する部分を有する建築物にあっては、当該事務所の用途に供する部分の床面積のうち、10,000平方メートルを超え50,000平方メートルまでの部分の床面積に0.7を、50,000平方メートルを超え100,000平方メートルまでの部分の床面積に0.6を、100,000平方メートルを超える部分の床面積に0.5をそれぞれ乗じたものの合計に10,000平方メートルを加えた面積を当該用途に供する部分の床面積とみなして、同条の規定を適用する。

(建築物の増築又は用途の変更の場合の駐車施設の附置)

第6条 建築物を増築しようとする者又は建築物の部分の用途の変更で、当該用途の変更により特定部分が増加することとなるものために法第20条の2に規定する大規模の修繕又は大規模の模様替えをしようとする者は、当該増築又は用途の変更後の建築物を新築した場合において前2条の規定により附置しなければならない駐車施設の規模から、当該増築又は用途の変更前の建築物を新築した場合においてこれらの規定により附置しなければならない駐車施設の規模を減じた規模の駐車施設を、当該増築又は用途の変更に係る建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。

(建築物が地域又は地区の内外にわたる場合)

第7条 建築物の敷地が商業地域内若しくは近隣商業地域内若しくは周辺地区内又はこれら以外の地域内のいずれか2以上にわたるときは、当該敷地の最も大きな部分が属する地域又は地区内に該当建築物があるものとみなして、前3条の規定を適用する。

(駐車施設の規模)

第8条 第4条から第6条までの規定により附置しなければならない駐車施設のうち自動車の駐車用に供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅2.3メートル以上、奥行5メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができるものとしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第4条から第6条までの規定により附置しなければならない駐車施設の台数に0.3を乗じて得た台数(小数点以下の端数がある場合は、切り上げるものとする。)に係る自動車の駐車用に供する部分の規模は、幅2.5メートル以上、奥行6メートル以上としなければならない。かつ、そのうち少なくとも1台分については、車いす利用者のための駐車施設として、幅3.5メートル以上、奥行6メートル以上としなければならない。

3 前2項の規定は、特殊の装置を用いる駐車施設で、自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができるものと市長が認めるものについては、適用しない。

(駐車附置の特例)

第9条 第4条から第6条までの規定により駐車施設を附置すべき者が、当該建築物の構造又は敷地の状態から市長がやむを得ないと認める場合において、当該建築物の敷地からおおむね200メートル以内の場所に駐車施設を設けたときは、当該建築物又は当該建築物の敷地内に駐車施設を附置したものとみなす。

2 第4条から第6条までの規定により駐車施設を附置すべき者は、前項に規定する駐車施設を設けようとする場合は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該駐車施設の位置、規模等を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとする場合も、また同様とする。

(適用の除外)

第10条 建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条に規定する仮設建築物を新築し、増築し、又は当該建築物の用途の変更をしようとする者については、第4条から第6条までの規定は、適用しない。

2 この条例の施行後、新たに商業地域又は近隣商業地域に指定された区域内において、当該地域に指定された日から起算して6月以内に建築物の新築、増築又は用途の変更のための工事に着手した者については、第4条から第6条までの規定にかかわらず、当該地域の指定前の例による。

3 この条例の施行後、新たに周辺地区に指定された地区内において、当該地区に指定された日から起算して6月以内に建築物の新築、増築又は用途変更のための工事に着手した者については、第4条から第6条までの規定は、適用しない。

(駐車施設の管理)

第11条 第4条から第6条までの規定により設置された駐車施設(第9条第1項の規定により建築物又はその敷地内に附置したものとみなされる駐車施設を含む。)の所有者又は管理者は、当該駐車施設をその目的に適用するように管理しなければならない。

(立入検査等)

第12条 市長は、この条例を施行するため必要な限度において、建築物若しくは駐車施設の所有者又は管理者に対して、報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員をして建築物若しくは駐車施設に立ち入り、検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(措置命令)

第13条 市長は、第4条から第6条まで、第8条又は第11条の規定に違反した者に対して、相当の期限を定めて、駐車施設の附置又は設置原状回復その他当該違反を是正するため必要な措置を命ずることができる。

2 前項の規定による措置の命令は、その命じようとする措置及び理由を記載した措置命令書により行うものとする。

(罰則)

第14条 前条の規定に基づく市長の命令に従わなかった者は、10万円以下の罰金に処する。

2 第12条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、又は立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、3万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第15条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前条の罰金刑を科する。

(委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成5年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 北方、大瀬木、上郷黒田及び上郷別府の地域内に存する近隣商業地域内において、平成5年7月1日から平成5年12月31日までの間に建築物の新築、増築又は用途変更のための工事に着手した者については、第4条から第6条までの規定は、適用しない。

3 この条例の施行の際、現に改正前の条例の規定に基づいて設置された駐車施設は、この条例の規定に基づいて設置されたものとみなす。

附 則 (平成7年12月27日条例第37号)

(施行期日)

1 この条例は、平成8年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 飯田市都市計画(平成7年飯田市告示第95号)により新たに近隣商業地域に加えられた北方、育良町2丁目、育良町3丁目、上殿岡、鼎一色、鼎東鼎、松尾上溝、松尾久井、松尾常盤台及び八幡町の一部において、平成8年2月1日から平成8年7月31日までの間に建築物の新築、増築又は用途の変更のための工事に着手した者については、第4条から第6条までの規定は、適用しない。

3 この条例の改正前の周辺地区のうち飯田市都市計画(平成7年飯田市告示第95号)により新たに近隣商業地域に指定された東中央通、追手町2丁目、東新町1丁目、鈴加町1丁目、鈴加町2丁目、白山町2丁目、松尾上溝及び松尾久井の一部、東新町2丁目、錦町1丁目並びに錦町2丁目において、平成8年2月1日から平成8年7月31日までの間に建築物の新築、増築又は用途の変更のための工事に着手した者については、第4条から第6条までの規定にかかわらず、当該地域の指定前の例による。

4 この条例の施行の際、現に改正前の条例の規定に基づいて設置された駐車施設は、この条例の規定に基づいて設置されたものとみなす。

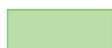
附 則（平成29年12月25日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

駐車施設の附置等に関する
条例対象地域・地区

凡		例
	商業地域	65ha
	近隣商業地域	140ha
	周辺地域	229ha



飯田市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則

昭和51年3月29日

規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、飯田市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（平成5年飯田市条例第79号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(駐車施設の附置届)

第2条 条例第4条又は第6条の規定により駐車施設を附置しなければならない者は、駐車施設附置（変更）届（様式第1号）及び別表に掲げる書類を、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく確認申請書の提出の際、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、駐車場附置届を提出した者が建築物（駐車施設を含む。）を改築又は増築する場合において準用する。

(立入検査をする職員の身分証明書)

第3条 条例第12条第2項に規定する立入検査をする職員の身分を示す証票は、立入検査証（様式第2号）とする。

(措置命令書)

第4条 条例第13条に規定する措置の命令は、措置命令書（様式第3号）によるものとする。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（平成5年6月30日規則第64号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年12月27日規則第29号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年5月20日規則第21号）

この規則は、平成11年6月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区分	書類	記載事項
駐車施設	附近見取図（1/2500）	方位・道路・目標となる物件・位置・条例第4条又は第6条に規定する建築物との距離
	配置図	縮尺・方位・位置・規模・駐車施設内外の自動車の通路及び幅員並びに敷地が接する道路の位置及び幅員
	各階平面図	縮尺・方位・間取り・規模・駐車施設内外の通路及び幅員
条例第4条又は第6条の規定に該当する建築物	配置図	縮尺・方位・敷地の境界線・敷地内における建築物の位置・敷地が接する道路の位置及び幅員
	各階平面図	縮尺・方向・間取り・各室の用途

飯田市市道占用料条例

昭和44年10月6日
条例第69号

(目的)

第1条 この条例は、市道の占用について、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第39条第2項の規定に基づき、占用料の額およびその徴収方法について定めることを目的とする。

(占用料の額)

第2条 市道の占用者は、別表に定める占用料を納付しなければならない。

2 前項の規定による1件の占用料の額が100円に満たないものについては、これを100円とする。

(占用料の徴収方法)

第3条 占用料は、占用を許可したときに当該年度分を徴収し、当該占用期間が翌年度以降にわたる場合の次年度以降の占用料は、毎年度当該年度の4月30日までに徴収する。ただし、占用期間が翌年度以降にわたる場合で、市長が特に必要があると認めるときは、占用を許可したときに全占用期間の占用料を徴収することができる。

(占用料の減免)

第4条 市長は、占用物件が次の各号のいずれかに該当する場合は、占用料を減免することができる。

- (1) 法第35条に規定する事業（道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第18条に規定する事業を除く。）および地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する公営企業に係るもの
- (2) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し又は災害復旧工事を行う鉄道施設及び鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設
- (3) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件
- (4) 街灯、公共の用に供する道路および駐車場法（昭和32年法律第106号）第17条第1項に規定する都市計画において定められた路外駐車場
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が前条に規定する額の占用料を徴収することが不適當であると認める占用物件

(占用料の還付)

第5条 すでに徴収した占用料は、還付しない。ただし、市長が占用期間内に法第71条第2項の規定により占用の許可を取り消し、もしくはその条件を変更し、または占用者が天災その他特別の事情により道路を占有することができなくなつたときは、その一部または全部を還付することができる。この場合において、年額または月額による占用料にあつては、月割りまたは日割りによつて計算した額を還付するものとする。

(過料)

第6条 市長は、詐欺その他不正の行為により、占用者が占用料の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができる。

(準用)

第7条 市の管理する農道および林道の占用についても、この条例を準用する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(飯田市市道等占用料徴収条例の廃止)

2 飯田市市道等占用料徴収条例（昭和35年条例第2号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例施行の際、現に占用を許可されている物件に係る占用料の額は、この条例第2条の規定にかかわらず、昭和44年度から昭和46年度までの間に限り第2条に規定する占用料の額（以下「新占用料額」という。）と旧条例第3条に規定する占用料の額（以下「旧占用料額」という。）との割合を算出し、次の表の調整率をそれぞれの区分により乗じて得た額とする。

旧占用料額の新占用料額に対する割合	調整率		
	昭和44年度	昭和45年度	昭和46年度
0.3未満のもの	0.6a	0.8a	a
0.3以上0.7未満のもの	44年度以降aに達するまで前年度の1.5倍		
0.7以上	a		

(注) aは新占用料額

(合併に伴う経過措置)

4 下伊那郡上郷町の編入の日前に旧上郷町町道占用料条例（昭和58年上郷町条例第16号。以下「旧上郷町条例」という。）の規定に基づきなされた手続、処分その他の行為は、この条例の相当規定に基づきなされたものとみなす。

5 下伊那郡上郷町の編入の日前に旧上郷町条例の規定により許可を受けた者の当該許可に係る平成5年度分以前の占用料の額は、第2条の規定にかかわらず、旧上郷町条例の例による。

6 下伊那郡上郷町の編入の日前にした旧上郷町条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、旧上郷町条例の例による。

附 則（昭和47年6月27日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年3月27日条例第13号）

(施行期日)

1 この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の市道占用料条例別表の規定は施行日以後に占用の許可を受け、かつ、占用するものについて適用し、施行日前のものについては、なお、従前の例による。

附 則（昭和56年3月26日条例第15号）

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年7月1日条例第40号）

(施行期日)

1 この条例は、昭和60年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際、現に市道占用許可の申請書を提出している者又は既に市道占用許可を受けている者に係る昭和60年度分までの占用料の額は、この条例による改正後の市道占用料条例

別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和62年6月27日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年6月30日条例第76号）

この条例は、平成5年7月1日から施行する。

附 則（平成9年12月24日条例第35号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成10年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表の規定は、施行日以後の占用について適用し、施行日前の占用については、なお従前の例による。

附 則（平成12年3月27日条例第2号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の日前において改正前の（中略）市道占用料条例（中略）の規定に基づき徴収すべき過料は、なお従前の例による。

附 則（平成19年6月26日条例第44号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月25日条例第19号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
（行政財産の目的外使用に関する条例の一部改正）
- 2 行政財産の目的外使用に関する条例（昭和44年飯田市条例第70号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（飯田市下水道条例の一部改正）

- 3 飯田市下水道条例（平成13年飯田市条例第30号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（飯田市農業集落排水処理施設条例の一部改正）

- 4 飯田市農業集落排水処理施設条例（平成13年飯田市条例第29号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（飯田市公共物管理条例の一部改正）

- 5 飯田市公共物管理条例（平成13年飯田市条例第42号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（都市公園条例の一部改正）

- 6 都市公園条例（昭和43年飯田市条例第40号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

別表（第2条関係）

占用物件		単位	占用料
法第32条第 1項第1号	第1種電柱	1本につき1年	円 960

に掲げる工 作物	第2種電柱			1,400
	第3種電柱			2,000
	第1種電話柱			860
	第2種電話柱			1,400
	第3種電話柱			1,900
	その他の柱類			66
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルに	8
	地下に設ける電線その他の線類		つき1年	4
	路上に設ける変圧器		1個につき1年	650
	地下に設ける変圧器		占用面積1平方メ ートルにつき1年	440
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話 所		1個につき1年	1,300
	郵便差出箱及び信書便差出箱			560
	広告塔		表示面積1平方メ ートルにつき1年	2,800
	その他のもの		占用面積1平方メ ートルにつき1年	1,300
法第32条第 1項第2号 に掲げる物 件	外径が0.15メートル未満のもの		長さ1メートルに つき1年	66
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のも の			89
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のも の			170
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの			440
	外径が1メートル以上のもの			890
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メ ートルにつき1年	1,300
法第32条第 1項第5号 に掲げる施 設	上空に設ける通路		占用面積1平方メ ートルにつき1年	1,800
	地下に設ける通路			940
	その他のもの			1,300
法第32条第 1項第6号 に掲げる施 設	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メ ートルにつき1日	28
	その他のもの		占用面積1平方メ ートルにつき1月	280
令第7条第 1号に掲げ る物件	看板(アーチで あるものを除 く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メ ートルにつき1月	280
		その他のもの	表示面積1平方メ ートルにつき1年	2,800
	標識		1本につき1年	1,000
	旗ざお	祭礼、縁日等の際し、一時的 に設けるもの	1本につき1日	28
その他のもの		1本につき1月	280	

	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	28
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	280
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	2,800
	その他のもの	1,400		
令第7条第2号に掲げる太陽光発電設備及び風力発電設備			占用面積1平方メートルにつき1年	1,300
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	280
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				130

（備考）

- 「第1種電柱」とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下備考の1において同じ。）を支持するものを、「第2種電柱」とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、「第3種電柱」とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 「第1種電話柱」とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下備考の2において同じ。）を支持するものを、「第2種電話柱」とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、「第3種電話柱」とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 「共架電線」とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。
- 「表示面積」とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいう。
- 占用物件の長さ又は占用面積、表示面積若しくは占用物件の面積が1メートル又は1平方メートル未満であるときは、それぞれ、1メートル又は1平方メートルとし、その長さ又は面積に1メートル又は1平方メートル未満の端数があるときは、それぞれ、切り上げるものとする。
- 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは、それぞれ、月割りによるものとする。この場合において、占用期間が1月未満であるときは1月とし、その期間に1月未満の端数があるときは切り上げるものとする。
- 占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用期間が1月未満であるときは1月とし、その期間に1月未満の端数があるときは切り上げるものとする。

○市道占用料条例施行規則

昭和49年3月25日

規則第3号

改正 平成5年5月19日規則第27号

平成11年5月20日規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、市道占用料条例（昭和44年飯田市条例第69号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(占用許可申請)

第2条 市道を占用しようとする者（以下「占用者」という。）は、次の各号に定める申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 新たに市道の占用許可を受けようとする場合

市道占用許可申請書（様式第1号）

(2) 新たに市道を掘さくしようとする場合

市道掘さく占用許可申請書（様式第2号）

(3) 許可を受けたものについて、さらに継続するための許可を受けようとする場合

市道占用許可更新申請書（様式第3号）

市道掘さく占用許可更新申請書（様式第4号）

2 前項第1号及び第2号の場合において工作物、物件又は施設を目的とするものについては次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、軽易なものについてはこの限りでない。

(1) 工事仕様書

(2) 工事の設計書

(3) 平面図及び縦・横断面図

(4) その他市長が指示する書類

第3条 前条第2項の規定により申請書を提出する場合において、当該市道が他人の所有地又は他人の建造物に接続するときは、所有地又は建造物の所有者の意見書を添付しなければならない。ただし、市長が必要でないと認めた場合はこの限りでない。

(許可)

第4条 市長は第2条の規定により申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、／市道／市道掘さく／占用許可書（様式第5号）を申請者に交付するものとする。

(占用者の変更申請)

第5条 許可を受けた占用者が占用期間中に特別な事情により第三者に対して当該占用を継承する必要が生じたときは、その理由を付して市長に届け出なければならない。

(標札の掲示)

第6条 占用者は、占用の許可を受けた日から1週間以内に当該占用地若しくは占用に伴い施行した工作物、物件又は施設の見やすい個所に市道占用標示板（様式第6号）を掲示しなければならない。ただし、掲示することが困難であると市長が認めたものについてはこの限りでない。

(占用の廃止又は中止)

第7条 占用者が占用の廃止又は中止をしたときは／市道／市道掘さく／占用廃止（中止）届（様式第7号）を速やかに市長に提出しなければならない。

(原状の回復)

第8条 占用者は、市道の占用期間が満了した場合又は市道の占用を廃止した場合において原状

回復の措置を講じたときは原状回復届（様式第8号）を市長に提出し、その検査を受けなければならない。

（補則）

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（飯田市市道等占用規則の廃止）
- 2 飯田市市道等占用規則（昭和35年規則第1号）は廃止する。
（経過措置）
- 3 この規則施行の際、現に占用の許可を受けている者はこの規則により許可を受けたものとみなす。

附 則（平成5年5月19日規則第27号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年5月20日規則第21号）

この規則は、平成11年6月1日から施行する。

○飯田市市道認定基準等に関する要綱

平成18年6月1日
告示第45号

(趣旨)

第1条 この要綱は、飯田市が新設する道路以外の道路を新たに市道の路線に認定する場合の基準等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本的認定条件)

第2条 次の各号のいずれかに該当する道路であって、次条第4号の要件を満たすものについては、市道に認定できるものとする。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可を受けた開発行為により設置されたもの
- (2) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）により設置されたもの
- (3) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）により設置されたもの
- (4) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）により設置されたもの
- (5) 土地改良法（昭和24年法律第195号）により設置された道路で、有効幅員が4メートル以上で、幹線等の重要道路に接し、飯田市農業振興地域整備計画と調整が行われたもの
- (6) 国道又は県道の路線変更若しくは廃止により、市道として存置する必要があると認めるもの

第3条 前条に定める以外で市道に認定する道路は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

- (1) 道路の有効幅員（道路境界線と反対側の道路境界線とを結んだ部分から側溝、法敷、擁壁及び縁石を除いたものをいう。以下同じ。）4メートル以上が確保され、路面舗装が完了し、道路側溝が両側に設置されたものであること。
- (2) 起点及び終点が、ともに次に掲げる区分に従い、当該定める長さ以上の公道（道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号、第3号及び第4号に規定する一般国道、県道及び市町村道をいう。以下同じ。）に接続していること。ただし、起点又は終点が公道に接続し、他の一方が自動車の転回に支障のない公共施設の広場に接続している場合は、この限りでない。
ア 都市計画法第8条第1項に規定する用途地域内においては、有効幅員2.5メートル以上の公道
イ 用途地域外においては、有効幅員4メートル以上の公道
- (3) 道路に接して3以上の建築物の敷地が所在し、又は3以上建築可能な建築物の敷地若しくはその予定地があること。
- (4) 敷地については、すべて市に無償寄附されるものであり、かつ、当該土地について担保物権、用益物権その他の権利等維持管理の支障となる制限、負担等がないこと。
- (5) 前号の無償寄附による所有権移転登記完了後の2年間についての道路管理は、寄附者が行うものであること。

(基本的認定条件の特例)

第4条 前条第2号から第5号までの条件を満たすものであって、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の第1号の規定にかかわらず、市道に認定することができる。

- (1) この告示の際、既に指定を受けて設置されている位置指定道路（建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により指定された道路をいう。以下同じ。）で、市長が周辺の土地利用状況及び当該位置指定道路の使用状況から判断して、市道認定することが

適当と認めた道路

- (2) 改正前の飯田市市道認定基準等に関する要綱（昭和57年飯田市告示第30号）の告示の際、現に日常生活に密着した道（私道を含む。以下この号で「道等」という。）又は公共施設へ通ずる道等として利用されているものであって、幅員が2.0メートル以上あり、他の認定道路との均衡を失すると認められる道等で市長が特に必要と認めた道等（道路構造条件）

第5条 市道に認定する道路の構造の技術的基準は、道路構造令及び道路構造令施行規則（昭和46年建設省令第7号）及び長野県設計基準に準ずるもののほか、次の各号に該当しなければならない。

- (1) 道路側溝は、道路の両側に設置することを原則とし、水路勾配を1パーセント以上確保し、断面は道路位置指定の取扱基準による計画雨水量の算定方法によるものとするが、300型以上のものを別途に協議して決定しなければならない。
- (2) 道路側溝には、雨水以外の汚水を排水してはならず、やむをえず家庭雑排水を流入させるときは、浄化設備を設置しなければならない。
- (3) 道路側溝を接続させる水路、河川及び既存の道路側溝（以下この号で「水路等」という。）については、水路等の管理者の許可を受けなければならない。この場合において、新たな水量の追加が接続先の排水能力を超える場合には、接続先の水路等を改修し、又は開発区域内に一時的に雨水を貯留する遊水池その他の適切な施設を設けなければならない。
- (4) 道路横断溝の蓋又はグレーチングは、耐荷重25トン以上の製品を使用しなければならない。
- (5) 道路側溝に管理用の蓋をする場合は、当該側溝5メートルにつき1箇所以上に、耐荷重25トン以上のグレーチング又はコンクリート製品を使用しなければならない。
- (6) 勾配又は横断面が著しく変化する箇所及びその他排水施設の維持管理上必要な箇所にあつては、ます又はマンホールを設けなければならない。
- (7) 道路敷地が盛土、切土、埋土又はその他の方法で造成されたものにあつては、安全上必要な擁壁、ブロック積又は土羽打等の適切な措置を講じなければならない。
- (8) 道路の縦断勾配は12パーセント以下でなければならない。ただし、特別な事由のある時はこの限りでない。
- (9) 市道認定に係る道路と公道とが接続する部分又は道路相互の交差角は、なるべく直角に近いものとし、隅切の方法は別図のとおりとする。
- (10) 一般市道の舗装構成は、図表1に示すとおり、表層工にあつては再生密粒度アスコン20F（混入率30パーセント）と同等以上で厚さ4センチメートル、上層路盤工にあつては粒調碎石M-25厚さ10センチメートル、下層路盤工にあつてはクラッシュランRC-40（リサイクル品）厚さ15センチメートルを原則とする。幹線市道等他の道路区分に該当するものは別途に協議する。

（認定申請）

第6条 市道認定の申請をしようとする者は、次の各号に定める書類を市長に提出して、協議しなければならない。なお、第2条第1号から第6号までについては認定申請を要さない。

- (1) 市道認定申請書兼事前協議書（様式第1号）
- (2) 位置図
- (3) 地積測量図
- (4) 計画平面図
- (5) 排水計画図及び流量計算書
- (6) 計画縦横断図及び標準断面図

- (7) 道路構造図
- (8) 公図の写
- (9) 写真（施工予定場所の現況が確認できるもの）
- (10) 土地寄付承諾書（任意様式）

2 市長は、市道認定申請書兼事前協議書により協議した結果を、申請者に対し市道認定受理内定通知書（様式第2号）又は市道認定不受理通知書（様式第3号）により回答するものとする。
（確約書の提出）

第7条 第3条第2項第5号に規定する所有権移転登記完了後の道路管理について、申請者は前条第2項による通知を受理してから10日以内に確約書（様式第4号）を提出しなければならない。

前文（抄）

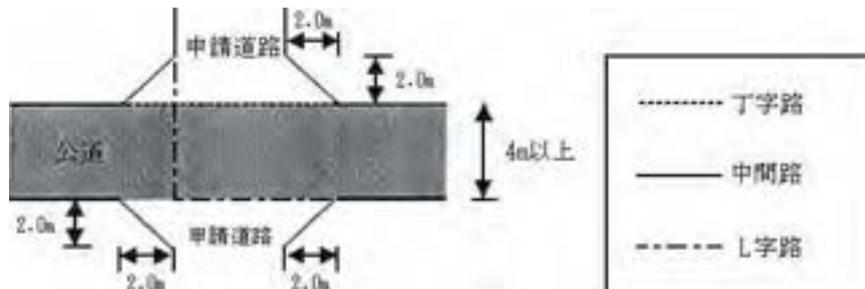
告示の日から施行する。

別図

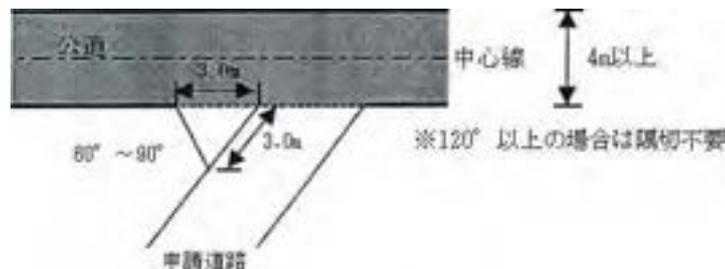
隅切

- ① 有効幅員4メートル以上の公道へ接続する場合

ア 交差角が90°以上120°未満の箇所の隅切は2mとする。



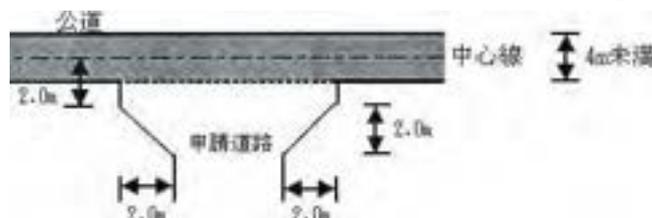
イ 交差角が60°以上90°未満の箇所の隅切は3mとする。



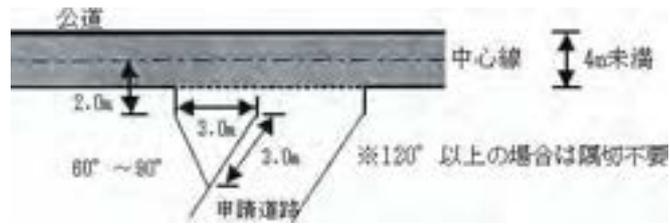
ウ 交差角が60°未満の箇所の隅切は別途協議する。

- ② 有効幅員4メートル未満の公道へ接続する場合

ア 交差角が90°以上120°未満の箇所の隅切は中心線から2m後退した位置から2mとする。



イ 交差角が60°以上90°未満の箇所の隅切は中心線から2m後退した位置から3mとする。



ウ 交差角が60°未満の箇所の隅切は別途協議する。

飯田市公共物管理条例

平成13年12月25日
条例第42号

(趣旨)

第1条 この条例は、公共物の利用について必要な規制を行うことにより、公共の安全を保持し、かつ、公共物の適切な管理を行い、もって公共の福祉の増進を図るために必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この条例において「公共物」とは、次の各号に掲げるものをいい、その定義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 普通河川等 河川法（昭和39年法律第167号）の適用又は準用を受けない河川、溝きよ、用悪水路（公共の用に供せられる市有のものに限る。）、ため池等（公共の水流及び水面をいう。）をいい、これらに係る河川管理施設を含むものとする。
- (2) 河川管理施設 次のア又はイのいずれかに該当する施設をいう。
ア せき、水門、堤防、護岸、床止めその他普通河川等の流水によって生ずる公利を増進し、又は公害を除却し、若しくは軽減する目的で飯田市が設置した施設
イ 前アに規定する目的で飯田市以外の者が設置した施設であって、当該施設を飯田市が管理することについて市長が権原に基づき当該施設を管理する者の同意を得たもの
- (3) 認定外道路 道路法（昭和27年法律第180号）の適用を受けない道路（敷地が国土交通省所管の公共用財産又は飯田市の行政財産であるものに限る。）をいい、これに係る道路管理施設を含む。
- (4) 道路管理施設 トンネル、橋、さく、並木、道路標識その他道路と一体となってその効用を全うしている施設をいう。

2 この条例において「使用者」とは、第5条第1項の規定による許可を受けた者をいう。

(公共物の管理)

第3条 市長は、この条例の規定に基づき公共物を適正に管理しなければならない。

(行為の禁止)

第4条 何人も、公共物において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公共物を損壊し、又は汚損する行為
- (2) 公共物に土石（砂を含む。以下同じ。）又はごみその他の汚物若しくは廃物を投棄する行為（普通河川等の流水を用いて農業、林業又は漁業を営むために直接必要とされる行為を除く。）
- (3) 前2号のほか、公共物の維持管理上支障があると市長が認め、規則の定めるところにより指定した行為

(許可を要する事項)

第5条 公共物において次に掲げる行為をしようとする者は、市長が規則で定めるところにより申請をし、及び許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

- (1) 普通河川等の流水を占用する行為
- (2) 公共物の敷地（国有地及び市有地であるものに限る。）を占用する行為
- (3) 公共物の敷地から土石、竹木その他の物件を採取する行為
- (4) 公共物の敷地における土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為（前号の許可に係る行為のためにするものを除く。）又は竹木を植栽し、若しくは伐採する行為

(5) 公共物において、工作物を新築し、設置し、仮設し、改築し、又は除去する行為

(6) 公共物において、土石、竹木その他の物件をたい積し、又は設置する行為

2 前項の規定による許可（以下単に「許可」という。）を受けてした同項第5号に規定する行為が完了した場合は、市長が規則で定めるところにより届け出なければならない。

3 市長は、許可に条件を付することができる。

（許可の期間）

第6条 許可の期間は、前条第1項第1号及び第3号に規定する行為については1年以内、その他の行為については5年以内とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、前条第1項第3号の行為に係る許可を除き、10年以内とすることができる。

（料金の納付）

第7条 第5条第1項第1号から第3号までに規定する行為に係る使用者は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に規定するところにより料金を納付しなければならない。

(1) 第2条第1項第1号又は第2号に規定する公共物の使用者 飯田市準用河川条例（平成12年飯田市条例第25号）の規定により納付すべきものとされる流水占用料等の例による。

(2) 第2条第1項第3号又は第4号に規定する公共物の使用者 飯田市市道占用料条例（昭和44年飯田市条例第69号）の規定により納付すべきものとされる占用料の例による。

（料金の減免等）

第8条 前条の規定により納付すべき料金が次の各号のいずれかに該当する場合は、その納付を要しない。

(1) 国又は地方公共団体が公共のために行う行為の許可に係る料金

(2) かんがいのため又は飲用のために行う第5条第1項第1号に規定する行為の許可に係る料金

(3) 道路に出入りするための通路で幅員が5メートル以下のものを設置することにより、普通河川等の敷地を占用する場合の料金

2 市長が公益上必要と認めるときは、市長が必要と認めた額を料金の額から減免することができる。

3 前項の規定による減免を受けようとする者は、市長が規則で定めるところにより申請しなければならない。

（料金の還付）

第9条 既に徴収した料金は、還付しない。ただし、第14条第2項第2号又は第3号の規定による処分があったときその他市長が相当な事由があると認めるときに限り、市長はその全部又は一部を還付することができる。

2 前項の規定により還付を受けようとする者は、市長が規則で定めるところにより申請しなければならない。

（市長以外の者が行う行為）

第10条 公共物の効用を高め、又は価値を増加させる行為を行おうとする者は、あらかじめ市長の承認を受けて、当該行為を行うことができる。ただし、清掃、小規模な障害物の除去その他の軽易な行為については、市長の承認を受けることを要しない。

2 前項の規定により承認を受けて行う行為に要する費用は、当該行為を行う者が負担しなければならない。

3 第1項に規定する承認を受けようとする者は、市長が規則で定めるところにより申請しなければならない。承認を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

4 市長は、第1項の承認に条件を付することができる。

(許可に基づく地位の承継)

第11条 次に掲げる者は、使用者が有していた許可に基づく地位を承継する。

- (1) 使用者の相続人
- (2) 法人である使用者が他の法人と合併したことにより設立される法人
- (3) 使用者の一般承継人であって、前2号に掲げる者以外のもの

2 第5条第1項第4号から第6号までに規定する行為に係る許可(この項において「特定許可」という。)を受けた者から、次の各号のいずれかに該当するものを譲り受けた者は、特定許可を受けた者が有していた特定許可に基づく地位を承継する。特定許可を受けた者から賃貸借等により特定許可に係る物件を使用する権原を取得した者にあっても、物件の使用については同様とする。

- (1) 特定許可に係る土地、工作物又は竹木
- (2) 特定許可に係る工作物の新築等若しくは竹木の植栽等をすべき土地

3 前2項のいずれかの規定により地位を承継した者は、その承継の日から30日以内に市長が規則で定めるところによりその旨を届け出なければならない。

(権利の譲渡)

第12条 第5条第1項第1号から第3号までに規定する行為について受けた許可により生じた権利は、市長が規則で定めるところにより申請し、承認を受けなければ譲渡することができない。

2 前項に規定する許可に基づく権利を譲り受けた者は、譲渡人が有していた当該許可に基づく地位を承継する。

3 市長は、第1項の承認に条件を付することができる。

(原状回復等)

第13条 使用者は、許可の期間が満了したとき又は許可を受けた行為を終了し、若しくは廃止したときは、市長が規則で定めるところによりその旨を届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があった場合において、市長は公共物の管理上必要と認めたときは、使用者に対し、許可に係る工作物の除却、公共物の原状回復その他必要な措置を行うことを命ずることができる。

(監督処分)

第14条 市長は、次の各号の一に該当する者に対して、この条例の規定に基づく許可若しくは承認を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は既に設置した工作物の改築若しくは除去若しくは公共物の原状回復を行うことを命ずることができる。

- (1) この条例又は第5条第3項、第10条第4項若しくは第12条第3項の規定により付された条件に違反した者
- (2) 詐欺その他不正な手段により、許可を受けた者
- (3) 詐欺その他不正な手段により、承認(第10条第1項又は第12条第1項の規定による承認をいう。以下同じ。)を受けた者

2 市長は、次の各号の一に該当する場合には、使用者又は承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をすることができる。

- (1) 公共物において行う行為に関し、他の法令の規定による行政庁の処分を受けることを必要とする場合において、これらの処分を受けることができなかつたとき、又はこれらの処分が取り消され、若しくは効力を失つたとき。
- (2) 飯田市が公共物に係る工事を施行し、又は使用する必要があるとき。
- (3) 市長が公益上必要と認めたとき。

3 前2項又は前条第2項の規定により原状回復を命ぜられた者がその義務を履行しないときは、

市長は、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところにより、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

（損失の補償）

第15条 市長は、前条第2項第2号又は第3号の規定に該当したことによる許可の取消し等の処分をした場合は、これによって通常生じる損失を補償しなければならない。

2 市長は、前項の規定による補償に要した金額を、当該許可の取消し等の処分の原因を生じさせた者に負担させることができる。

（国等が行う事業についての特例）

第16条 国又は他の地方公共団体（以下「国等」という。）に対して行う許可又は承認は、国等と飯田市との協議が成立することをもってなされたものとみなす。

（他の管理者との協議）

第17条 市長は、許可又は第14条の規定による処分をしようとする場合において、許可又は当該処分が、公共物以外の物に著しい価値の減少、利便の喪失等を生じさせるおそれがあると認めるときは、あらかじめ当該物を管理する者と協議しなければならない。

（適用除外）

第18条 次の各号に該当する普通河川等については、この条例の規定を適用しない。

(1) 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第2号に規定する下水道として管理している区域に存するもの

(2) 敷地が国有地若しくは市有地以外の土地であって、特定の受益者が使用しているもの

2 砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された区域については、第5条第1項第4号から第6号までの規定は適用しない。

（罰則）

第19条 次の各号の一に該当した者に対し、5万円以下の過料を科する。

(1) 第4条の規定に違反して同条各号に規定する行為をした者

(2) 第5条第1項の規定に違反して同項第1号、第4号、第5号又は第6号のいずれかに規定する行為をした者

2 詐欺その他不正な手段により、許可又は承認を受けた者に対し、2万円以下の過料を科する。

3 次の各号の一に該当した者に対し、5千円以下の過料を科する。

(1) 第5条第2項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第11条第3項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(3) 第13条第1項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者

4 詐欺その他不正な手段により、第7条の規定による料金の納付を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。

5 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前4項の規定により過料を科すこととされる行為をしたときは、その行為者に対し過料を科すほか、その法人又は人に対しても前4項の過料を科する。

（補則）

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成13年12月27日（以下「施行日」という。）から施行する。

(用悪水路管理条例の廃止)

2 用悪水路管理条例（昭和47年飯田市条例第39号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。
(経過措置)

3 この条例の施行の際、旧条例、旧来の慣行又は権原に基づいて、この条例の規定により許可を受けるべき行為を現に行っている者又はその設置について許可を要する工作物を設置している者は、従前と同様の条件により当該行為又は工作物の設置について、この条例の規定による許可を受けた者とみなす。

4 この条例の施行日前において、旧条例の規定に基づき納付すべきものとされた占用料は、なお従前の例による。

(上村及び南信濃村の編入に伴う経過措置)

5 上村及び南信濃村の編入の日（以下「編入日」という。）前に、上村公共物管理条例（昭和63年上村条例第20号）の規定又は南信濃村公共物管理条例（昭和63年南信濃村条例第16号）（以下「2村の条例」という。）の規定に基づいてなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

6 編入日前に、2村の条例の規定に基づいて許可を受けた者の当該許可に係る平成17年度分以前の占用料の額は、第7条の規定にかかわらず、2村の条例の例による。

7 編入日前に、上村の区域又は南信濃村の区域内においてした行為及び前項の規定により2村の条例の例によることとされている占用料の徴収を免れる行為で施行日以後にしたものに対する罰則の適用については、2村の条例の例による。

附 則（平成17年9月30日条例第109号）

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成25年3月25日条例第19号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

○飯田市公共物管理条例施行規則

平成13年12月25日
規則第39号

(趣旨)

第1条 この規則は、飯田市公共物管理条例(平成13年飯田市条例第42号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(禁止される行為)

第2条 条例第4条第3号に規定する行為は、次の各号に掲げる行為とする。

- (1) 車両(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第8号に規定するものをいう。)を放置する行為
- (2) その他公共物の維持管理上支障があると市長が認めた行為
(占用等の許可の申請)

第3条 条例第5条第1項前段の規定による行為の許可の申請は、飯田市公共物占用等許可申請書(以下単に「許可申請書」という。)に次に掲げる事項を記載して市長に提出することにより行うものとする。

- (1) 申請年月日
 - (2) 申請をする者の氏名及び住所(法人又は団体にあつては名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
 - (3) 申請をする者の郵便番号及び電話番号
 - (4) 代理人が申請する場合においては、その氏名及び住所(法人又は団体にあつては名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)並びに代理人の郵便番号及び電話番号
 - (5) 許可を申請する旨
 - (6) 占用等(条例第5条第1項各号に規定する行為をいう。以下同じ。)の目的及び内容
 - (7) 占用等の対象となる公共物の名称
 - (8) 占用等を行う場所
 - (9) 占用等を行うために必要な面積
 - (10) 占用等を行う期間
- 2 許可申請書の様式は、市長が別に定める。
- 3 申請者は、許可申請書を提出する際には次の各号に掲げる書面を許可申請書に添付して提出するものとする。ただし、市長が必要でないとして認めたものについては、添付を要しない。
- (1) 占用等を行う場所及びその周辺を表示した位置図
 - (2) 占用等を行う場所並びにその周辺を実測して作成された平面図、横断面図及び縦断面図
 - (3) 公共物のうち占用等を行おうとする部分の面積並びにその形状及び数値を記した図面
 - (4) 占用等を行う場所の公図(不動産登記法(明治32年法律第24号)第17条に規定する地図及びこれに準ずる図面をいう。以下同じ。)の写し
 - (5) 占用等を行う場所の現況が確認できる写真
 - (6) 占用等の対象となる公共物について利害関係を有する者が、申請者が占用等を行うことについて同意した書面又は意見を付した書面
 - (7) 条例第5条第1項第1号に規定する行為にあつては、普通河川等から取り入れる水量を計算した書面及び普通河川等の流量との関係を示す書面
 - (8) 条例第5条第1項第3号に規定する行為にあつては、土石、竹木その他の物件(以下この条において「土石等」という。)を採取する物件の種類及び量並びに採取する方法を記載した書面

- (9) 条例第5条第1項第4号及び同項第5号に規定する行為（工作物の新築等に係る許可を受けた場合に、当該新築等のためにするときを除く。）にあつては、設計図及び工事の実施方法を記載した書面
- (10) 条例第5条第1項第6号に規定する行為にあつては、たい積し、又は設置する物件の種類、量及びその方法を記載した書面
- (11) 許可の申請に係る行為について、他の行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするときは、当該処分を受けていることを証する書面又は当該処分を受ける見込みであることを証する書面
- (12) その他市長が必要と認めた書面

4 市長は、許可申請書の提出があつた場合は、その内容を審査した上、占用等を許可するか否かを判断し、当該許可申請をした者に対して占用等を許可する場合には許可書により、許可しない場合には不許可書により通知するものとする。

（許可を受けた事項の変更の申請）

第4条 条例第5条第1項後段の規定による変更の申請は、飯田市公共物占用等変更申請書（以下単に「変更申請書」という。）に次に掲げる事項を記載して市長に提出することにより行うものとする。

- (1) 申請年月日
- (2) 申請をする者の氏名及び住所（法人又は団体にあつては名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (3) 申請をする者の郵便番号及び電話番号
- (4) 代理人が申請する場合においては、その氏名及び住所（法人又は団体にあつては名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (5) 変更を申請する旨
- (6) 許可を受けた公共物の名称
- (7) 許可を受けた事項のうち、変更しようとするもの
- (8) 許可書に記載された許可年月日及び許可番号

2 変更申請書の様式は、市長が別に定める。

3 市長は、変更申請書を受け付けて、その内容を審査した上、適当と認めた場合には、使用者に対して許可をする旨を書面で通知するものとする。

（行為完了の届出）

第5条 条例第5条第2項の規定による届出は、飯田市公共物占用等行為完了届（以下この条において「行為完了届」という。）に次の各号に掲げる事項を記載して市長に提出することにより行うものとする。

- (1) 届出年月日
- (2) 使用者（条例第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）の氏名及び住所（法人又は団体にあつては名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (3) 使用者の郵便番号及び電話番号
- (4) 行為の完了を届け出る旨
- (5) 行為を完了した年月日
- (6) 行為を行うに当たって工事が必要となった場合に、当該工事を行う者の氏名、住所及び電話番号
- (7) 行為の現場責任者の氏名及び住所

2 行為完了届の様式は、市長が別に定める。

3 使用者は、行為完了届を提出する際には、着手前、実行中、完了時その他の時点における行為が完了するまでの過程が分かる写真を行為完了届に添付して提出するものとする。

(料金の減免)

第6条 条例第8条第3項の規定による申請は、飯田市公共物占用等料金減免申請書に次に掲げる事項を記載して市長に提出することにより行うものとする。

- (1) 申請年月日
- (2) 申請をする者の氏名及び住所（法人又は団体にあつては名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (3) 申請をする者の郵便番号及び電話番号
- (4) 料金の減免を申請する旨
- (5) 許可を受けた公共物の名称
- (6) 申請をする者が有する許可書に記載された許可年月日及び許可番号
- (7) 料金の減免を受けようとする理由

2 飯田市公共物占用等料金減免申請書の様式は、市長が別に定める。

(料金の還付)

第7条 条例第9条第2項の規定による申請は、飯田市公共物占用等料金還付申請書に次の各号に掲げる事項を記載して市長に提出することにより行うものとする。

- (1) 申請年月日
- (2) 申請をする者の氏名及び住所（法人又は団体にあつては名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (3) 申請をする者の郵便番号及び電話番号
- (4) 料金の還付を申請する旨
- (5) 還付を求める料金の額
- (6) 許可を受けた公共物の名称
- (7) 申請をする者が有する許可書に記載された許可年月日及び許可番号
- (8) 申請をする者が納付した料金の額
- (9) 申請をする者が納付した料金の還付を求める理由

2 飯田市公共物占用等料金還付申請書の様式は、市長が別に定める。

(改良行為の承認の申請)

第8条 条例第10条第3項前段の規定による行為の承認の申請は、飯田市公共物改良行為承認申請書（以下単に「承認申請書」という。）に次の各号に掲げる事項を記載して市長に提出することにより行うものとする。

- (1) 申請年月日
- (2) 申請をする者の氏名及び住所（法人又は団体にあつては名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）並びに郵便番号及び電話番号
- (3) 改良行為（条例第10条第1項に規定する公共物の効用を高め、又は価値を増加させる行為をいう。以下同じ。）を行うことの承認を申請する旨
- (4) 改良行為の対象となる公共物の名称
- (5) 改良行為を行う場所
- (6) 改良行為の内容及び方法
- (7) 改良行為を行う期間

2 承認申請書の様式は、市長が別に定める。

3 申請者は、承認申請書を提出する際には次の各号に規定する書面を承認申請書に添付して提

出するものとする。

- (1) 改良行為を行う場所及びその周辺を表示した位置図
- (2) 改良行為を行う場所及びその周辺を実測して作成された平面図、横断面図、縦断面図並びに構造図であって、改良行為の内容が確認できるもの
- (3) 公共物のうち改良行為を行おうとする部分の面積並びにその形状及び数値を記した図面
- (4) 改良行為を行う場所の公図の写し
- (5) 改良行為が完了した後に、公共物を構成する敷地、施設及び工作物が無償で市に帰属することを申請者が承諾した書面
- (6) 改良行為を行う場所の現況が確認できる写真
- (7) 改良行為の対象となる公共物について利害関係を有する者が、申請者が改良行為を行うことについて同意した書面
- (8) その他市長が必要と認める書類
(改良行為の変更の申請)

第9条 条例第10条第3項後段の規定による変更の承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した変更申請書及び前条第3項に掲げる書類のうち変更に係るものを市長に提出することにより行うものとする。

- (1) 申請年月日
- (2) 申請をする者の氏名及び住所（法人又は団体にあつては名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (3) 申請をする者の郵便番号及び電話番号
- (4) 承認を受けた事項の変更を申請する旨
- (5) 承認を受けた公共物の名称
- (6) 承認を受けた事項のうち、変更しようとするもの

2 変更申請書の様式は、市長が別に定める。

(改良行為の完了の届出)

第10条 改良行為を行った者（以下「施行者」という。）は、改良行為が完了したときは、飯田市公共物改良行為完了届に次の各号に掲げる事項を記載して、着手前、実行中、完了時その他の時点における改良行為が完了するまでの過程が分かる写真を市長に提出するものとする。

- (1) 届出年月日
- (2) 施行者の氏名及び住所（法人又は団体にあつては名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (3) 施行者の郵便番号及び電話番号
- (4) 改良行為を完了した旨
- (5) 改良行為を完了した年月日
- (6) 改良行為の現場責任者の氏名及び住所

2 飯田市公共物改良行為完了届の様式は、市長が別に定める。

(地位の承継の届出)

第11条 条例第11条第3項の規定による届出は、飯田市公共物地位承継届に次の各号に掲げる事項を記載して市長に提出することにより行うものとする。

- (1) 条例第11条の規定により使用者が有していた許可に基づく地位を承継した者（以下「地位承継者」という。）の氏名及び住所
- (2) 地位承継者の郵便番号及び電話番号
- (3) 使用者が有していた許可に基づく地位を承継した旨

- (4) 使用者が許可を受けた公共物の名称及び場所
- (5) 使用者の氏名及び住所（法人又は団体にあつては名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所所在地）
- (6) 条例第11条第1項又は同条第2項に規定する地位の承継（以下単に「承継」という。）がなされた年月日
- (7) 承継の理由
- (8) 使用者が有していた許可書に記載された許可年月日及び許可番号

2 飯田市公共物地位承継届の様式は、市長が別に定める。

（権利を譲渡することについての承認の申請）

第12条 条例第12条第1項の規定による申請は、譲渡人（条例第5条第1項第1号から第3号までに規定する行為について受けた許可により生じた権利（以下単に「権利」という。）を譲り渡す者をいう。）及び譲受人（譲渡人から権利を譲り受ける者をいう。）が記名押印の上、飯田市公共物権利譲渡承認申請書に次に掲げる事項を記載し、譲渡人が市長に提出することにより行うものとする。

- (1) 申請年月日
- (2) 譲渡人及び譲受人の住所
- (3) 譲渡人が譲受人に対して権利を譲渡する旨
- (4) 譲渡人が譲受人に対して譲渡する権利の内容
- (5) 譲渡人が譲受人に対して権利を譲渡する理由
- (6) 譲渡人が譲受人に対して権利の譲渡を予定している年月日
- (7) 譲渡人が有する許可書に記載された許可年月日及び許可番号

2 飯田市公共物権利譲渡承認申請書の様式は、市長が別に定める。

（占用等を行うことができる期間の満了等の届出）

第13条 条例第13条第1項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した占用等期間満了届、占用等終了届又は占用等廃止届及び許可を受けた行為の遂行状況を示す写真その他市長が必要と認めた書類を市長に提出することにより行うものとする。

- (1) 使用者の氏名及び住所（法人又は団体にあつては名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所所在地）
- (2) 使用者が占用等を行っていた公共物の名称及び場所
- (3) 使用者が有する許可書に記載された占用等を行うことができる期間
- (4) 使用者が有する許可書に記載された許可年月日及び許可番号
- (5) 占用等を終了又は廃止する場合にあつては、占用等を終了又は廃止する年月日
- (6) 占用等を終了又は廃止する場合にあつては、占用等を終了又は廃止する理由

2 占用等期間満了届、占用等終了届及び占用等廃止届の様式は、市長が別に定める。

（補則）

第14条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（用悪水路管理条例施行規則の廃止）

2 用悪水路管理条例施行規則（昭和47年飯田市規則第40号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 旧規則第4条に規定する用悪水路占用許可書は、第3条第4項に規定する許可書とみなす。

道路（公共物）占用工事等実施する方へ

維持管理課 管理係

1 占用（地下埋設）工事について

① **用語の定義** 道路とは、市道として認定されている道路をいい、公共物とは、赤線、青線、認定外道路（市道認定されていない道路）のことをいう。

② 占用許可の原則

- ア 道路（公共物）の敷地以外に埋設場所がなく、やむをえない場合に限ること。
- イ 地下埋設物は、埋設完了後及び舗装工事時においても安全であるよう必要に応じて防護措置を行うこと。
- ウ 占用物件は、常に占用許可基準及び占用条件に適合するように、適切な維持管理が行われること。

② 水管の占用

- ア 水管（雨水・雑排水を含む）を埋設する場合は、その頂部と路面との距離は0.6m以下としないこと。
- イ 工事を実施する際に、縦断勾配による制約、他の占用物件との交差、流末取付（側溝等）高の制約、その他構造上の制約等の理由により0.6m以下とせざるえない場合は、道路管理者（管理係）と協議すること。
- ウ 0.6m以下とする場合には、管の補強や管材変更を条件に許可する場合もある。
- エ 道路及び地下にある他の占用物件、構造物との離隔距離は0.3m以上とすること。
- オ 河川・水路の占用等（主として水管橋）により、埋設以外の方法による占用については、当該場所に代わる場所がなく、工事实施上やむをえない場合のみ認める。その場合には、通水断面の確保に留意する等で公共施設管理者（管理係）の指示により行うこと。

④ 下水道管の占用

- ア 下水道管の本線及び本線以外の管（各戸取付け管を除く。）を埋設する場合は、その頂部と路面との距離は1.0m以下としないこと。
- イ 各戸取付け管を埋設する場合はその頂部と路面との距離は0.6m以下としないこと。
- ウ アの規定以下とする場合には、道路管理者（管理係）と協議のうえで、管の補強や管材変更を条件に許可する場合もある。

⑤ ガス管（圧力が2メガパルス以上の高圧ガス管を含む）の占用

- ア ガス管を埋設する場合は、その頂部と路面との距離は0.6m以下としないこと。
- イ 0.6m以下とする場合には、道路管理者（管理係）と協議のうえで、管の補強や管材変更を条件に許可する場合もある。

⑥地下電線の占用

- ア 地下電線を埋設する場合は、その頂部と路面との距離は車道の地下にあっては0.8m以下、歩道の地下にあっては0.6m以下としないこと。
- イ アの規定以下とする場合には、道路管理者（管理係）と協議のうえで、地下電線の外装管に250mm以下（電気通信事業等は75mm以下）の鋼管、300mm以下（電気通信事業等は75mm以下）の耐衝撃性硬質塩化ビニール管、強化プラスチック複合管（電気事業のみ250mm以下）、コンクリート多孔管（電気事業のみΦ125×9条以下）の使用を条件に許可する場合もある。

2 路面復旧について

①埋め戻し方法

- ア 占用者は、埋設物件の周囲を砂等を使用し十分締め固め、埋め戻し後に埋設物の沈下等の傷害が発生しないよう処置すること。
- イ 占用者は、下層路盤より下部の埋め戻しにあっては仕上がり厚さが30cm以下を一層とし、下層路盤を含めて上部の埋め戻しにあっては仕上がり厚さが20cm以下を一層として、各層を水平に十分締め固めながら所定の高さまで埋め戻すこと。
- ウ 埋め戻しは、埋め戻し機械により十分締め固めながら所定の高さまで埋め戻すこと

②復旧の原則

- ア 復旧する舗装の構造は、原形回復を原則として市道掘さく占用許可書、道路占用許可書、公共物占用許可書またはその条件書に期された舗装構成によること。
- イ 占用者は、車道（路肩を含む）及び歩道等の舗装路面を復旧するときは、原則として、仮舗装復旧（仮復旧）を行った後、アによる舗装の復旧（本復旧）をすること。
- ウ 緊急の漏水補修等により掘削等行った場合もイにより復旧すること。

③仮復旧について

- ア 仮復旧は原則として埋め戻し完了後直ちに行われなければならない。（即日復旧）
- イ 仮復旧が終了しなければ、原則として当該区間を交通開放してはならない。
- ウ 舗装路面を仮復旧したときは、占用者自らが路面沈下等の障害の有無を定期的に調査し、発生を認めた時は直ちに道路管理者（管理係）に届け出た上で補修し、道路交通の安全を確保すること。
- エ 仮復旧の範囲は掘削部分とする。
- オ 仮復旧の舗装構成は表-1のとおりとする。（本復旧と密粒度アスコンが異なる点注意）

表-1 仮復旧舗装構成

区 分	表 層 工	路 盤 工
	上段：材料	下段：厚さ（mm）
車 道	密粒度アスコン 13F 又は常温合材	クラッシャーランC-40
	30（最低）	原則として埋め戻し厚さ
歩 道	密粒度アスコン 13F 又は常温合材	クラッシャーランC-40
	30（最低）	原則として埋め戻し厚さ

④本復旧について

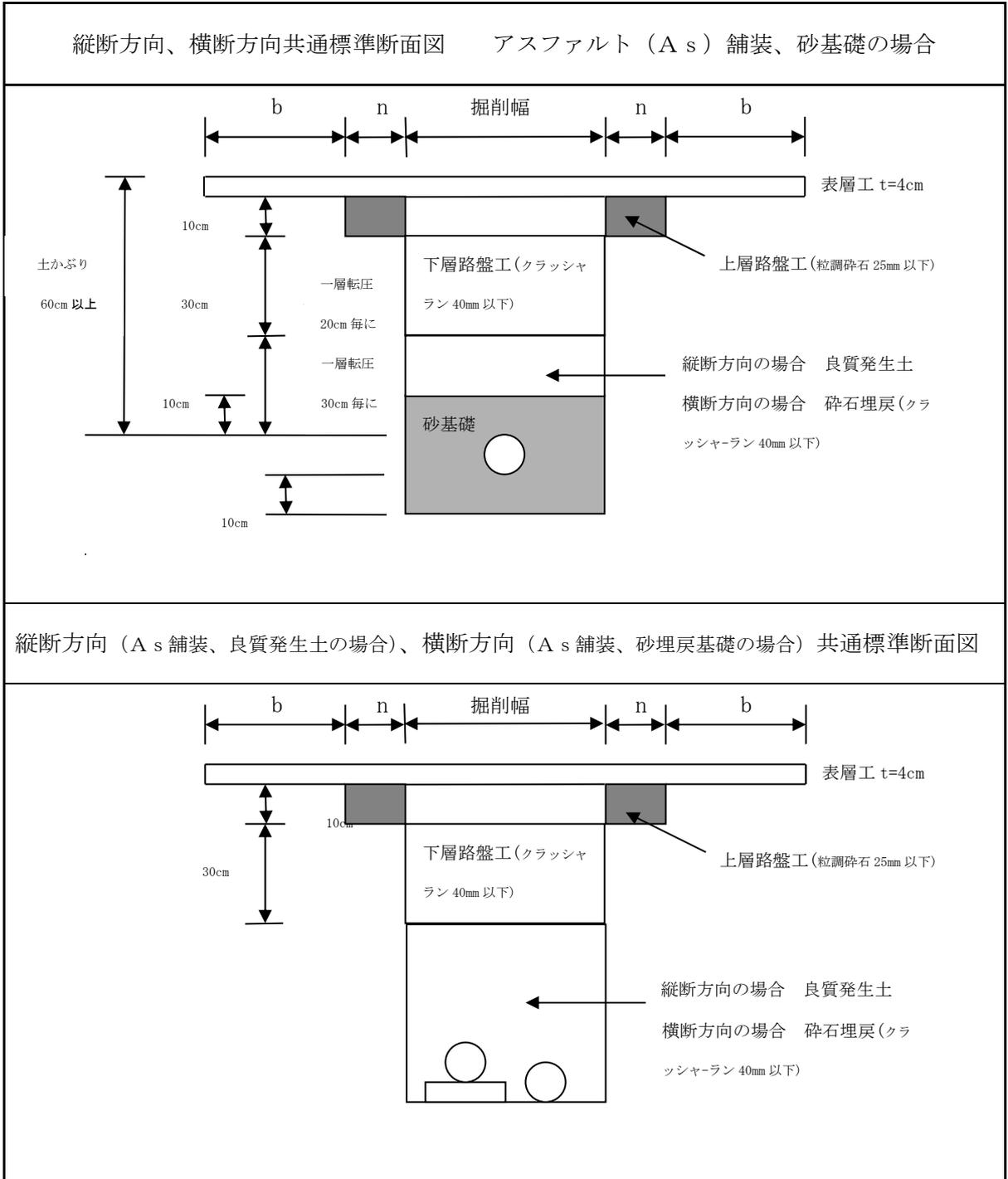
- ア 本復旧工事の施工時期は、仮復旧工事完了後、自然転圧期間として概ね1ヶ月経過した後、2ヶ月以内とする。(参考：長野県は、おおむね6ヶ月自然転圧期間としている)
- イ 本復旧範囲は掘削部分及び影響部分とする。
- ウ 舗装構成は表-2のとおりとし、本復旧の構造は参考図-1のとおりとする。
- エ 完了届提出までの管理は施工業者が行うこと。
- オ 完了届提出後に瑕疵があるときは、瑕疵担保期間（手直し期間）を2年以内とする。
(瑕疵担保期間を2年以内とすることは、許可条件とする。)

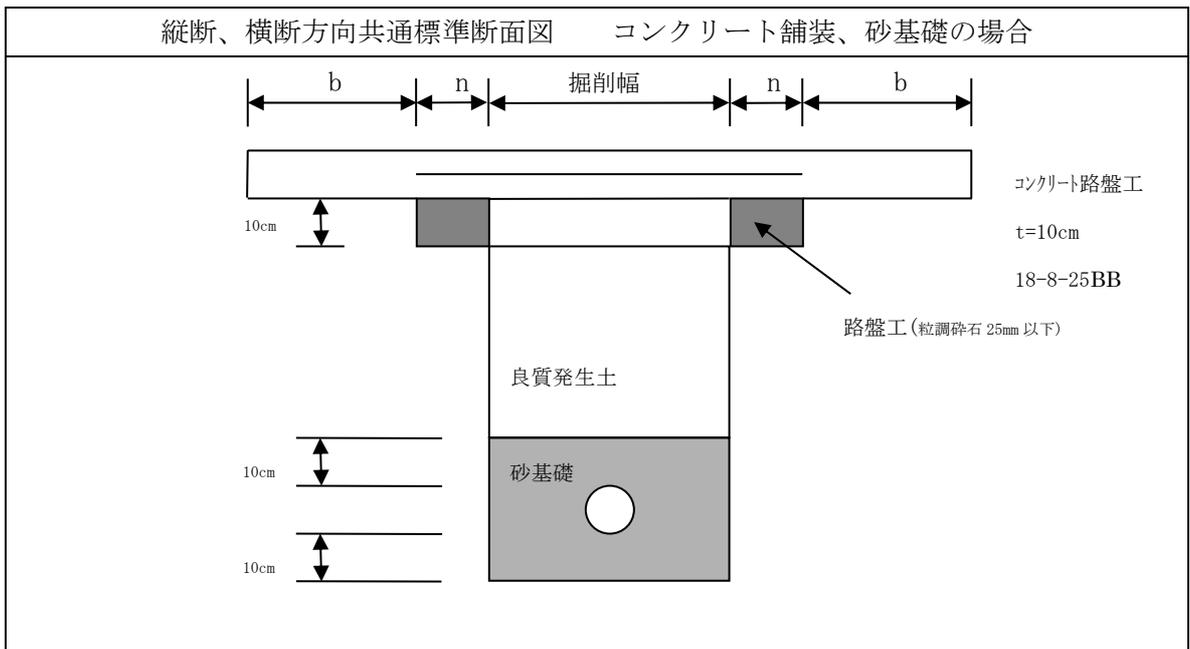
表-2 本復旧舗装構成

道路区分	N1交通 または W<4.5m	N2交通 または 4.5m≤W≤6.5m	N3交通 または 6.5m≤W	N4交通	歩道
表層	再生密粒度 アスコン20F	再生密粒度 アスコン20F	再生密粒度 アスコン20F	再生密粒度 アスコン20F	細粒度アスコン13
	40mm	40mm	50mm	50mm	30mm
上層路盤	粒度調整碎石 M-40	粒度調整碎石 M-25	粒度調整碎石 M-40	粒度調整碎石 M-40	再生クラッシャーラン RC-40
	150mm	100mm	150mm	150mm	100mm
下層路盤	下層路盤が必要な場合は現場ごとに検討	再生クラッシャーラン RC-40	再生クラッシャーラン RC-40	再生クラッシャーラン RC-40	
		200mm	200mm	350mm	
備考					長野県設計基準 P3-2-12

参考図-1 本復旧の構造図

n : 影響幅 30cm は、上層路盤工と表層工を施工する。
 b : 路肩及びセンターラインまでの距離 $b < 1.2m$ の場合は b の部分の表層工を施工する。





参考図－１の注意事項

- *既設のコンクリートと接着しない為にコンクリート舗装の下にうろができ、コンクリートの割れが発生することがあるので、コンクリート舗装の場合でも影響幅までコンクリート舗装及び路盤工により復旧し、その際に、コンクリート舗装内に路面から **5cm** の位置で影響幅まで金網を入れて施工すること。
- *仮復旧及び本復旧施工後に、異常にアスファルトを盛ってあるケースがあるが、道路瑕疵事故の原因となるので正規の高さで復旧すること。
- *本復旧後の白線の復旧については、外側線及び中央線はアクリル系ペイント式をもちい、横断歩道、停止線、ひし形マークは熔融式で行うこと。（仮復旧時の白線はスプレーでもやむをえないが、管理はすること。）
- *仮復旧及後、降雨によりガタガタになることがあるので、定期的に施工箇所の管理を行うこと。（事故とか苦情が発生した場合は、夜中でも補修してもらいます。）
- *二次カッターは仮復旧でなく本復旧施工時に入れること。（打ち継ぎ部から水が入り凍上や路盤沈下が発生し、アスファルトがガタガタになるため）

3 道路の掘り返し規制について

道路舗装工事完了後は、真にやむをえないと認められる場合を除き、原則としてセメントコンクリート舗装については概ね5年、アスファルト舗装及び歩道については概ね3年間掘り返しを規制する。（コンクリート7年、アスファルト5年とすることを検討中です。県はH17.4から実施済）

①真にやむをえないと認められる場合

- ア 災害の防止、事故（漏水）の復旧等一般の危険を防止するため掘削する場合
- イ 道路舗装工事完了前の段階では想定できなかった場合で、生活関連に伴う個人の（給水、排水、下水）管等の掘削工事

②真にやむをえないと認められる場合の例外

- ア 管・線路の老朽化による取り替え工事等本来計画的に実施すべき工事については規制の解除を認めない。
- イ 国の補助事業により築造した道路で、会計検査前のものについては認めない。
（道路舗装工事完了後2年間程度）

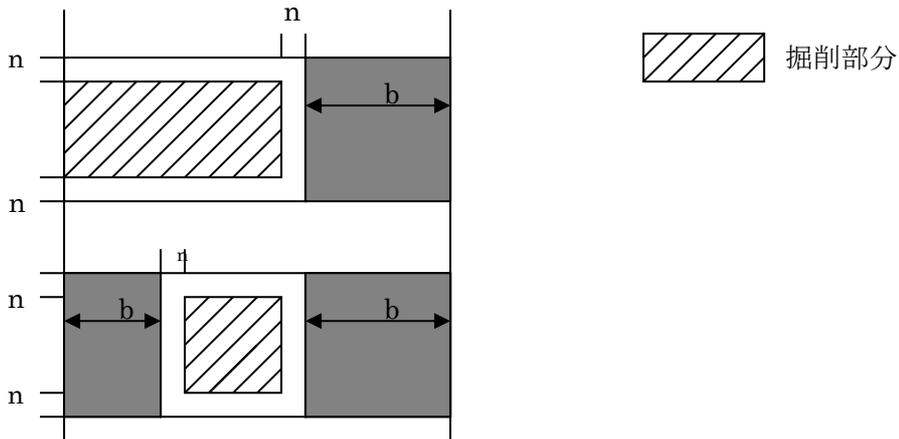
③真にやむをえないと認められる場合の路面復旧について

仮復旧は通常と同じであるが、本復旧工事については参考図-3による。

参考図-2 路肩及びびセンターラインまでの距離 $b < 1.2\text{m}$ について

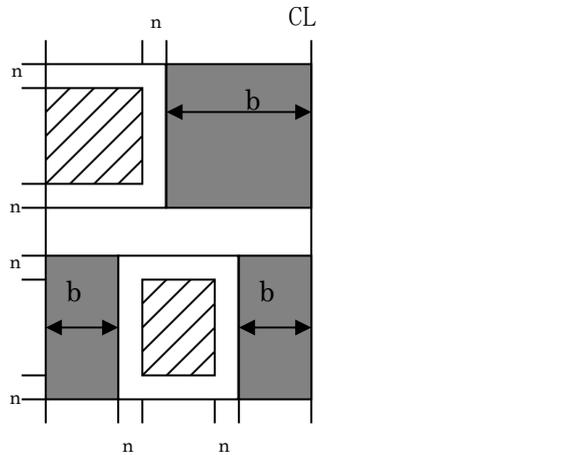
① 1車線道路を占有した場合

掘削部分に加え 30cm までの影響幅 (n の部分) については上層路盤工まで施工する。
路肩までの距離 $b < 1.2\text{m}$ の場合は b の部分の表層工を施工する。



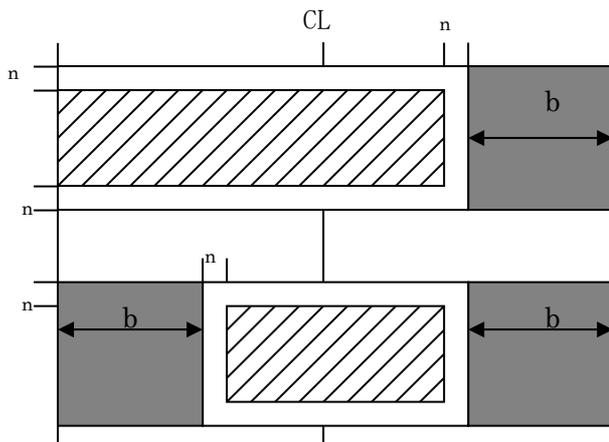
② 2車線道路の片側斜線を占有した場合

掘削部分に加え 30cm までの影響幅 (n の部分) については上層路盤工まで施工する。
路肩、中央線 (CL) までの距離 $b < 1.2\text{m}$ の場合は b の部分の表層工を施工する。



③ 2車線道路の両側斜線を占有した場合

掘削部分に加え 30cm までの影響幅 (n の部分) については上層路盤工まで施工する。
路肩までの距離 $b < 1.2\text{m}$ の場合は b の部分の表層工を施工する。



4 完了届の提出について

- ①完了届の提出は、工事完了（本復旧完了）後1ヶ月以内に速やかに提出すること。
- ②水管、給水管同時取り出しを行い、本復旧を下水道課で施工する場合は、その旨を道路占許可申請書（飯田市公共物占用等許可申請書）及び道路占用工事完了届（公共物占用等工事完了届）にその旨を申し添え、仮復旧までの写真を添付し完了届を提出すること。
- ③区画線（外側線、中央線）やその他の道路構造物に復旧が生じた場合は、その復旧が確認できるよう写真を添付すること。
- ④占用箇所の変更等により復旧に変更が生じた場合は、影響幅の取り方等に注意して復旧基準に適合するよう復旧し、完了時に変更した図面を提出すること。
- ⑤完了届に添付する写真については表－3のとおり撮影し提出すること。

表－3 完了写真撮影工程表

工		程	
1	着工前	9	舗装切断状況（二次：本復旧部分）
2	舗装切断状況（一次：掘削部分）	10	掘削状況
3	掘削状況	11	埋め戻し（上層路盤工）転圧
4	配管状況	12	埋め戻し（上層路盤工）完了・検測
5	埋め戻し（サンドクッション、良質発生土）	13	埋め戻し（表層工）転圧
6	埋め戻し（下層路盤工）転圧	14	埋め戻し（表層工）完了・検測
7	埋め戻し（下層路盤工）完了	15	竣工（外側線等の復旧）
8	仮復旧完了（下水道課で本復旧施工の場合はここまで）		

※ 写真状況によっては、現地確認させていただきます。

5 提出書類について

- ① 占用工事を実施する際は、道路占用許可申請書、飯田市公共物占用等許可申請書、河川法許可申請書（準用河川を横断する場合等）を提出し、許可後に施工する。
- ② 添付書類は、表－4によること。

表－4 申請書への添付書類

名 称	説 明
位 置 図	施工箇所かがわかるもの
平 面 図	施工延長等を明記する
縦 横 断 図	
構 造 図	標準断面図
公 図	埋設位置を朱書きで明記する
現 況 写 真	全体写真、施工部分の拡大写真（必要に応じて2方向より撮影する）
面 積 計 算 書	公共物占用のうち、水管橋等施工の場合
意 見 書	公共物占用の場合、地元自治会長、区長、水利組合長、関係隣接者の意見書

6 その他

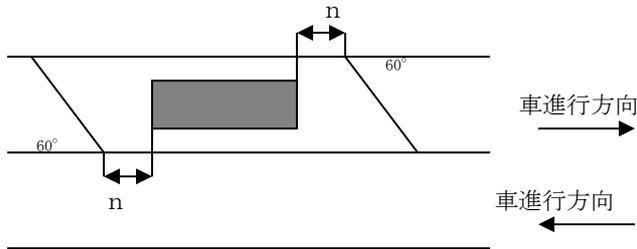
占用をせずに道路側溝、用悪水路（用水及び排水路）へ雨水排水を放流する際には、飯田市公共物自営工事承認申請書を提出し、歩道切り下げや出入口の移動等については、道路自営工事承認申請書を提出すること。

参考図-3 A

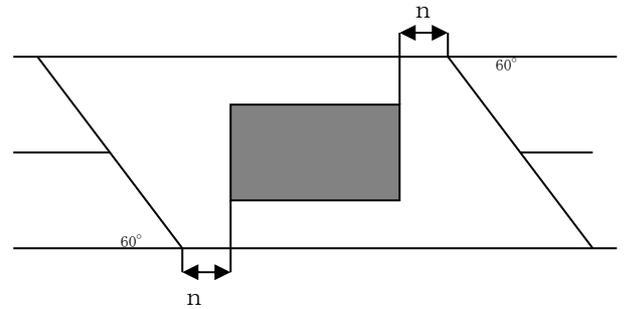
道路掘り返し規制中真にやむをえない場合の道路掘削本復旧平面図（縦断方向）

 は掘削部分を示す。nは影響幅(30cm)とする。

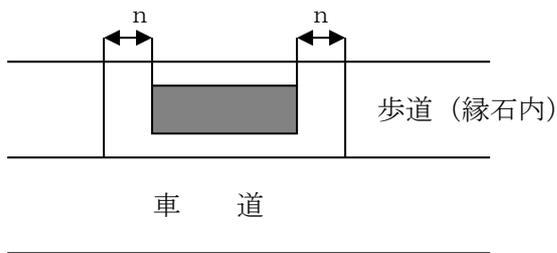
平面図 1



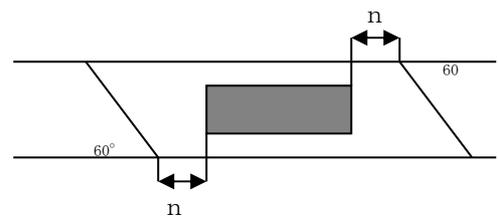
平面図 2



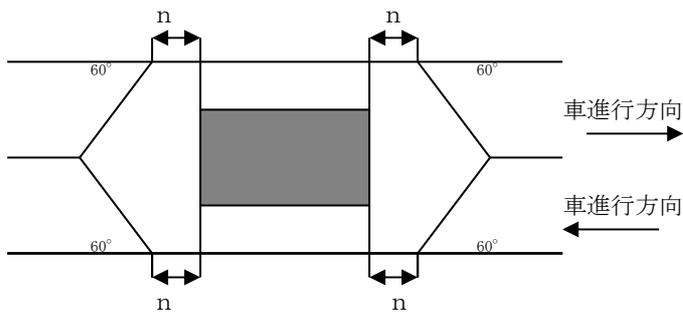
平面図 3



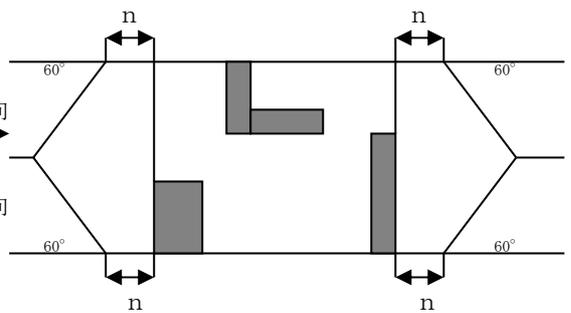
平面図 4



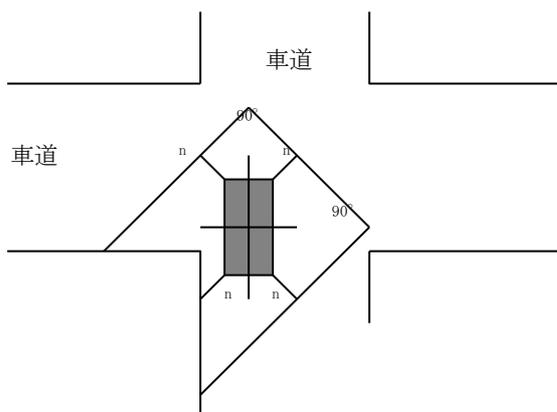
平面図 5



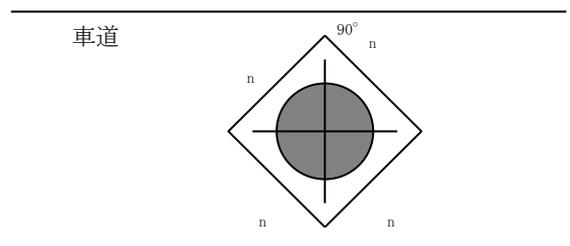
平面図 6（複合場所）



平面図 7



平面図 8

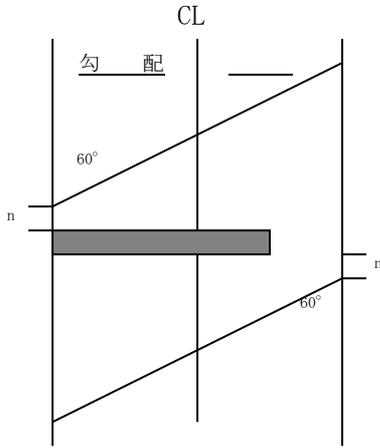


参考図-3B

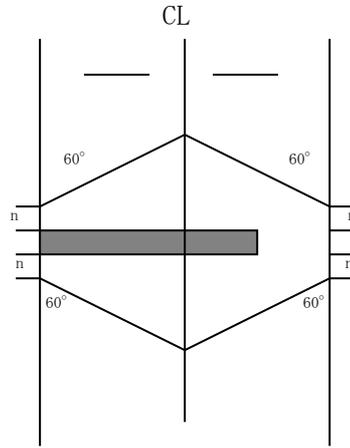
道路掘り返し規制中真にやむをえない場合の道路掘削本復旧平面図（横断方向）

■ は掘削部分を示す。nは影響幅(30cm)とする。

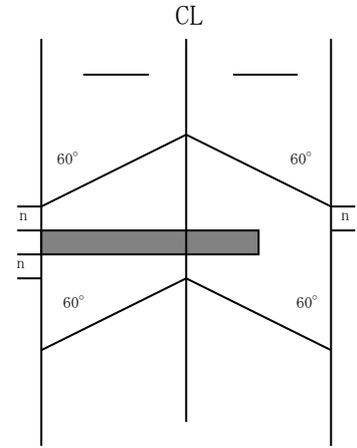
平面図①-1



平面図①-2



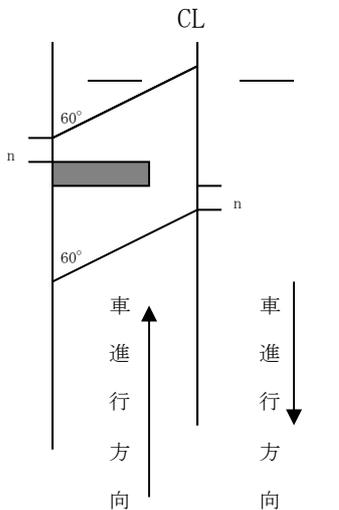
平面図①-3



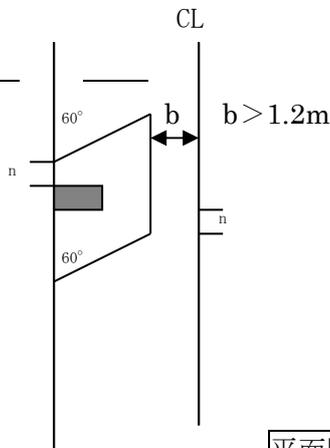
平面図①-1~3

両側車線にかかる横断の場合は、1~3のうちで全面復旧する。

平面図②-1



平面図②-2

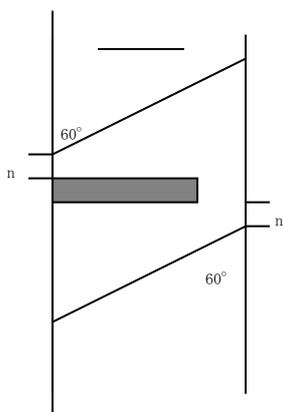


平面図②-1~2

片側車線のみ横断の場合の復旧図とする。

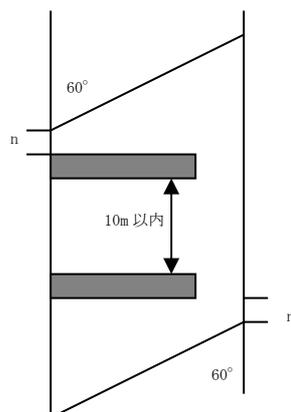
平面図③

$W \leq 5.5m$



平面図④

$W \leq 5.5m$



平面図③

片勾配の場合の復旧図とする。

平面図④

10m以内に2箇所以上の横断がある場合は、その区間は図のとおり全面復旧する。但し、同時施工の場合とする。

特定時期の工事抑制について

交通量が増大する年末年始、年度末及び行楽期等において、道路の安全と交通の円滑化を図るため、飯田市が管理する道路（農道、認定外市道を含む）において車線規制を伴う工事を抑制するのでご協力ください。

1 抑制期間

(1) ゴールデンウィーク

期 間：4月下旬～5月上旬

対象地域：全域

(2) お盆

期 間：8月13日～8月16日

対象地域：全域

(3) 年末年始

期 間：12月下旬～1月上旬

対象地域：全域

(4) 年度末・年度始

期 間：3月下旬～4月上旬

対象地域：国県道への合流近辺の1級、2級幹線市道

※期間は年度ごとに変りますので、建設管理課管理係まで照会して下さい。

2 抑制の対象外

- (1) 災害防止、災害復旧、占用物件の事故復旧等緊急工事及び交通安全上必要と認められるもの
- (2) 個人の引き込み管、出入口工事等計画外工事でやむをえないと判断されるもの
- (3) 推進工事等非開削工法の採用により、交通の流れに影響のないもの
- (4) その他交通への支障が少ないと判断されるもの

3 その他

抑制期間期間内にやむを得ず交通規制を行う場合は、事前に建設管理課管理係と調整を行うこととする。

工事に伴う時間制限による道路交通規制の取り扱いについて

市民の通勤・通学等の時間帯における交通渋滞を緩和し、道路の安全と交通の円滑化を図るため、飯田市が管理する道路（農道、認定外市道を含む）に係る工事に伴う時間制限による交通規制について下記のとおり取り扱うのでご協力ください。

記

1 規制時間帯について

(1) 昼間

原則として、午前8時30分から午後5時までの間とする。

但し、国道、県道へ合流する等の交通量の多い道路区間は、午前9時から午後4時30分までの間とする。

(2) 夜間

原則として、午後10時から午前6時までの間とする。

なお、夜間作業の実施については、道路の重要性、迂回路の状況等を勘案するとともに、附近住民及び道路交通に与える影響を十分に検討し実施すること。

2 その他

(1) 土曜日、日曜日、祝日及び連続する休日等は、できる限り交通規制を解除すること。

(2) 交通規制が「終日」とならないよう十分検討を行うこと。

夜間工事の夜間作業等実施基準

- 1 次の各号の一に該当する場合における道路工事（占有工事含む。以下同じ。）はA種により施工するものとする。ただし、自動車の夜間交通量が昼間交通量のおおむね60%をこえる場合は、この限りではない。
 - (1)現在の自動車交通量が、道路構造令第5条の表に掲げる設計基準交通量のおおむね1.8倍以上あり、かつ迂回路の状況が良好でない区間における車道上の道路工事を行う場合。
 - (2)車道の一部を閉そくし、一車線を残して交互交通処理（時間的に区切って上下交互に通行させる交通処理方法）を行う道路工事において、残る車線の合計量がおおむね600台/時をこえる場合。
 - (3)車道の一部を閉そくし、二車線以上を残して行う道路工事及び迂回路を利用することにより残る一車線を一方通行として行う道路工事において残る車線の一車線当たり交通量がおおむね1,000台/時をこえる場合。

- 2 前項に掲げるもののうち、次の各号の一に該当する場合における道路工事は、前項の規定にかかわらず、B種により施工することができるものとする。
 - (1)工法上継続して工事を行わなければその施工が著しく困難である場合。
 - (2)交通量が比較的少ない曜日に工事を施工することによって、工期の短縮をはかる場合。
 - (3)その他やむを得ない事情により、特に工期の短縮を図る必要がある場合。

3 その他

夜間工事の採用については騒音公害等との関係もあり交通処理等を十分検討し、昼間工事で実施することも検討すること。

※ 用語解説

- ①昼間交通量とは、24時間交通量のうちの午前7時から午後7時までの12時間交通量をいう。
夜間交通量とは午後7時以降の12時間交通量をいう。
- ②交互交通において、自動車の待時間おおむね3分以下とするよう交通量に応じて閉そく区間延長を定めなければならない。
- ③作業種別
 - A種：昼間交通量を確保するため夜間作業のみによるもの。
 - B種：交通障害を最短期間に止めるため昼間兼行作業によるもの。
 - C種：昼間作業によるもの。

道路自営工事承認基準のポイント

1. 承認の原則

- (1) 道路の従前の機能を損なうことのない構造であること。
- (2) 都市計画その他道路周辺の土地利用計画と調整され、道路の改築計画がある場合は、その改築計画と整合していること。
- (3) 道路の構造保全及び交通の安全かつ円滑な交通確保ができること。

2. 道路自営工事として承認できる工事

- (1) 法敷の盛土又は切土工事
- (2) 側溝設置工事
- (3) 出入口設置工事
- (4) 取付道路工事
- (5) 道路照明設置工事
- (6) 道路上の植樹工事
- (7) 防護柵の撤去工事
- (8) 境界標の設置工事
- (9) その他道路の新設、改築又は修繕に関する工事

3. 道路の構造

道路自営工事を行う場合の道路構造は、道路構造令（昭和45年10月29日政令第320号）及び長野県土木部設計基準に準ずる。

4. 出入口設置工事

- (1) 出入口は、次の4種に区分し、区分ごとの幅員は(10)による。
 - ア 歩行者等出入口
(歩行者及び軽車両が出入りするもの)
 - イ 乗用、小型貨物自動車等出入口
(乗車定員が10人以下で、かつ、車両総重量3.5t以下の自動車が入り出るもの)
 - ウ 普通貨物自動車等出入口
(車両総重量6.5t以下の自動車〈最大積載量4t未満〉が入り出るもの)
 - エ 大型及び中型貨物自動車等出入口
(車両総重量6.5tを超える自動車〈最大積載量4t以上〉が入り出るもの)
- (2) 出入口の設置を許可しない場合
 - ア 横断歩道、自転車横断帯及びその前後5m以内の部分。
 - イ トンネル、洞門等の前後各50m以内の部分。
 - ウ バスの停留所。ただし、停留所を表示する標柱又は標示板のみの停留所の場合は、そ

の位置から 10m 以内の部分。

エ 地下道の出入口並びに横断歩道橋の昇降口から 5 m 以内の部分。

オ 総幅員 7 m 以上の道路の交差する交差点の中及びその交差点の側溝又は道路の曲がり角から 5 m 以内の部分。ただし、T 字型交差点のつきあたりの部分を除く。

カ バス停車帯。

キ 橋梁。

ク 横断防止柵、ガードレール及び駒止めの設置されている部分。ただし、交通安全上特に支障がないと認められる区間を除く。

ケ 道路照明等、交通信号機等の移転を必要とする個所。ただし、道路管理者及び占有者が移転を認め、かつ申請者が移設をする場合を除く。

(3) 出入口の設置数

1 つの家屋、事業所等につき 1 箇所

(4) 出入口の設置数の特例

ガソリンスタンド、工場、大型店舗、運輸倉庫等の特殊な事業所にあつては 2 箇所間口（駐車場等が道路に接する部分の長さ）が概ね 50m 以上ある場合は別途考慮せよ

(5) 出入口相互の間隔は、5 m 以上とること。

(6) 交差道路と隣接する個所の交差道路との間隔は 5 m 以上とること。

(7) 出入口間隔(5)(6)の特例

民家等にその所有者の自家用車が出入りする場合で、かつ自家用車の出入り回数が少なく、交通安全上特に支障がないと認められる場合は、2 m 以上とすることができる。

(8) 出入口の設置角度

車道に対して直角に設置する。

(9) 出入口の設置角度の例外

車両、交通の状況等により、構造上やむを得ない場合は、車道に対して斜角 60° に設置することができる。

(10) 出入口の幅員は、次の表による。

区 分	直角に設置する場合の幅員	斜角 60° に設置する場合の幅員
ア 歩行者等出入口	3 m 以下	認めない
イ 乗用、小型貨物自動車等出入口	4 m 以下	認めない
ウ 普通貨物自動車等出入口	8 m 以下	7 m 以下
エ 大型及び中型貨物自動車等出入口	12m 以下	8 m 以下

(注) トレーラー又は特殊な車両が常時出入する個所は別途考慮する。

(11) 出入口（歩行者等出入口を除く）の隅切り

必要に応じ前(10)に定める幅員内で行う。

(12) 出入口の舗装構成は、車道の舗装構成と同等とし、又は次の表による。

区 分	セメントコンクリート舗装		アスファルト舗装			交通量区 分
	コンクリート	路盤	表層	基層	路盤	
ア 歩行者等出入口	7	10	3	—	10	歩道
イ 乗用、小型貨物自動車等出入口	15	10	5	—	25	L相当
ウ 普通貨物自動車等出入口	20	20	5	5	25	A相当
エ 大型及び中型貨物自動車等出入口	25	25	5	10	30	B相当

(注)

- ① セメントコンクリート舗装は、「セメントコンクリート舗装要綱(昭和59年2月(社)日本道路協会)」に基づき施工することとし、コンクリートの設計基準曲げ強度は、 45kgf/cm^2 (4.4N/mm^2) とする。
- ② アスファルト舗装は、「アスファルト舗装要綱(平成4年12月(社)日本道路協会)」に基づき施工する。
- ③ この表の値は、路床の設計のCBRを6としているので、路床の設計CBRがこの表の値を下回る場合は、舗装構成を別途考慮する。
- ④ この表の値が、凍結深から求まる舗装厚を下回る場合は、凍上抑制層を設けるものとする。
- ⑤ 路盤構成を一層とする場合の路盤材料は粒度調整砕石とし、上層と下層に分ける場合の路盤材料は上層を粒度調整砕石、下層をクラッシャーランとする。

(13) 出入口の設置にあたって雨水の排水等にできるだけ配慮すること

- ① 雨水枦を設置する又は②排水性舗装を用いること等

(14) 出入口の設置にあたり、既設の道路側溝等を横断する場合は公共物占用等許可申請による。

ア 出入口の側溝断面は、既設水路の側溝断面を侵し、又は流水を阻害してはならない。

イ 道路側溝の布設替え等は、次の区分により行う。

(ア) 歩行者等出入口は歩行用落とし蓋式側溝に布設替えする。

ただし、歩行者の荷重に十分耐えることができ、かつ、段差のない蓋を使用する場合は、既設の道路側溝に蓋掛けとすることができること。

(イ) 乗用、小型貨物自動車等出入口は車道用落とし蓋式側溝に布設替えする。

(ウ) 普通貨物自動車等出入口は道路横断用側溝に布設替えする。

(エ) 大型及び中型貨物自動車等出入口は道路横断用側溝に布設替えする。

ウ 道路側溝の布設替え等により、既設水路の側溝断面を侵し、又は、流水を阻害する恐れのある場合は、既設の道路側溝と同等以上の材料を用いて、前後の影響範囲まで布設

替え等を行うものとする。

- (15) 土砂等が車道、歩道又はその他道路施設に流出することを防止するため、出入口の民地側には原則として1 m幅の舗装等を行うよう指導する。
- (16) 出入口以外の場所から自動車が出入りすることを防止するため、必要に応じ民地側に駒止等を設置するよう指導する。
- (17) 出入口から車両乗入部以外の歩道等へ自動車が進入するのを防止するため、必要に応じ柵等の設置をするよう指導する。

5. 歩道等の切り下げによる出入口の設置工事

歩道等の切り下げ（縁石のみの切り下げを含む）による出入口の設置工事については、4の規定によるほか、次に掲げるところによる。

- (1) マウントアップ形式及びセミフラット形式の歩道等における出入口の隅切りは、傾斜縁石部を利用することができる。なお、傾斜縁石部は出入口の幅員に含まない。
- (2) 現況の歩道が平板舗装、インターロッキングブロック等の場合の出入口の舗装構成は、第4(12)の規定にかかわらず、次の表によることができる。

区 分	舗 装 構 成
ア 歩行者等出入口	現況の歩道等の舗装と同一とすること。
イ 乗用、小型貨物自動車等出入口	表層部の維持補修を行うことを条件に、表層部のみ現況の歩道等の舗装と同一とすることができること。
ウ 普通貨物自動車等出入口	
エ 大型及び中型貨物自動車等出入口	—

(3) 歩車道境界の段差

5 c mを標準とするが、道路管理上必要な場合は、段差を2 c m以上とすることができる。

(4) マウントアップ形式及びセミフラット形式の歩道等における出入口のすり付け

ア 植樹帯等（路上施設帯を含む。）がある場合

当該植樹帯等の幅員内ですり付けを行い、歩道等の幅員内にはすり付けのための縦断勾配、横断勾配及び段差を設けないものとする。

（参考図1-1）

イ 植樹帯等がない場合又は植樹帯があっても前アに定める構造によることができない場合は、原則として1 m以上の平坦部（横断勾配2%を標準とする部分）を連続して設けるものとする。この場合には、車いす及び乳母車を利用するもの（以下「車いす等利用者」という。）の安全な通行を考慮して、当該平坦部はできる限り広く確保する。

（参考図1-2）

ウ 出入口のすり付け部の横断勾配は 15%以下とする。

ただし、特殊縁石（歩道等の切り下げ量を少なくすることができる形状を持つ縁石）を用いる場合は 10%以下とする。

エ 歩道等の幅員が狭く前ア、イ又はウに定める構造によることができない場合

出入口を全面切り下げて縦断勾配によりすり付け、その構造は次のとおりとする。

(ア) すり付け部の縦断勾配は、5%以下とする。ただし、歩行者及び自転車の安全な通行に支障をきたすおそれがなく、沿道の状況によりやむを得ない場合は 8%以下とすることができる。

(参考図 1-3)

(イ) 民地側の地盤が高いこと等により、前(ア)に定めるすり付けができない場合は、前ア、イ又はウの規定による横断勾配を併用してすり付けることができる。

(参考図 1-4)

(ウ) 道路側溝をすり付けることにより流下能力に支障が生じるおそれがある場合は、道路側溝の前後の影響範囲まで布設替えを行うものとする。

(参考図 1-5)

(エ) 隣接する出入口との間に水平区間が 2 m以上確保できない場合は、隣接する出入口間の歩道の高さは出入口の高さと同一とする。

(5) 現況の歩道等に視覚障害者誘導用ブロックが設置されている場合

原状に復旧するものとする。なお、マウントアップ形式及びセミフラット形式の歩道等の出入口にあつては平坦部に復旧し、従前の機能を回復する。

6. 歩道等の切開（縁石のみの切開を含む）による出入口の設置工事

4の規定によるほか、次に掲げるところによる。

(1) 歩道等を切開した出入口の設置は、原則として次のどれかに該当する場合に限る。

ア 公共施設で特に出入りする交通量が多い場合。

イ 本線車道に出入りするのための付加車線を設置する場合。

ウ 不特定多数の人（施設利用者は含まない。）が利用する場合。

エ 車道側から車いす等利用者の通行が見込まれる場合。

(2) 歩道等を切開した出入口の幅員は、4(10)の規定にかかわらず、次の表による。

区 分	直角に設置する場合の幅員	斜角 60° に設置する場合の幅員
ア 歩行者等出入口	認めない	認めない
イ 乗用、小型貨物自動車等出入口	4 m以下	認めない
ウ 普通貨物自動車等出入口	7 m以下	認めない
エ 大型及び中型貨物自動車等出入口	8 m以下	認めない

(3) 出入口の構造

次に掲げるものとし、参考図 2-1 及び参考図 2-2 のとおりとする。

ア 歩道等（縁石）の巻き込み部における歩道等（縁石）と出入口とのすり付け部の縦断勾配は、5%以下とする。

ただし、歩行者及び自転車の安全な通行に支障をきたすおそれがなく、沿道の状況によりやむを得ない場合は8%以下とすることができる。

イ 前アの縦断勾配と段差の間には水平区間を設けることとし、水平区間の値は1.5m程度とする。ただしやむを得ない場合はこの値より小さい値とすることができる。

ウ 歩道等（縁石）と出入口の段差は2cmを標準とする。

(4) 視覚障害者誘導用ブロックが設置されていた歩道を切開した場合

「視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説（昭和60年9月（社）日本道路協会）」の歩道巻き込み部に準じブロックを設置する。

7. 防護柵の撤去工事

防護柵が設置されている場所に地形、形状の変更があり、防護柵の撤去が社会生活上必要となった場合に限るものとし、撤去後は、交通安全上支障が生じない構造とする。

撤去した防護柵等は、土木課が指示する場所に運搬させる。

8. 境界標の設置工事

道路敷地と隣接地との境界に境界標を設置する場合は、次に掲げるところによる。

(1) 境界標は、境界線の屈折する地点、その他境界の主要な点に設置する。

この場合、境界標の \oplus 字印の中心点（ \square 、 \uparrow 印の境界標にあつては、その先端）を境界点（線上）に合わせるものとする。

(2) 石積等、工作物により境界標の中心を境界線上に設置できないときは、なるべく市有地内の適当な位置に設置し、関係図面にその位置関係を明らかにしておくものとする。

(3) 標柱は、地面から境界標の頂上までの高さを20cmとし、残余部分を地中に埋め込むものとする。

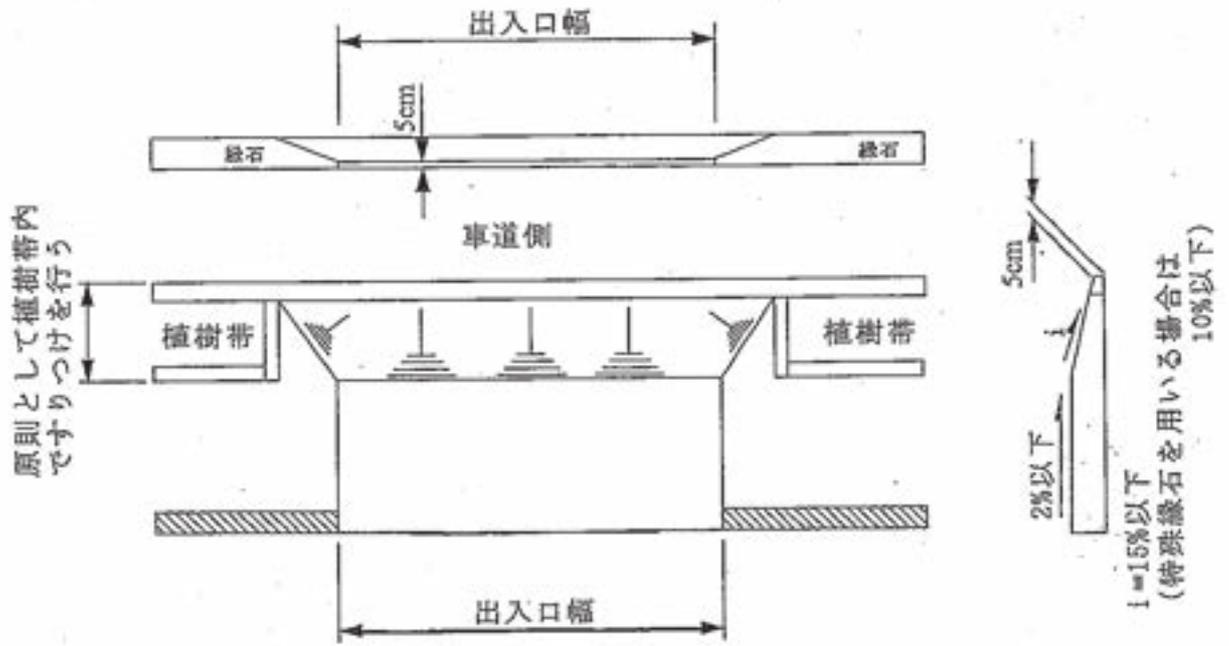
(4) 境界標側面刻字の「飯田市」を市有地側に、「界」を隣接地側とする。

(5) 境界標の設置間隔は、20m以下となるようにする。

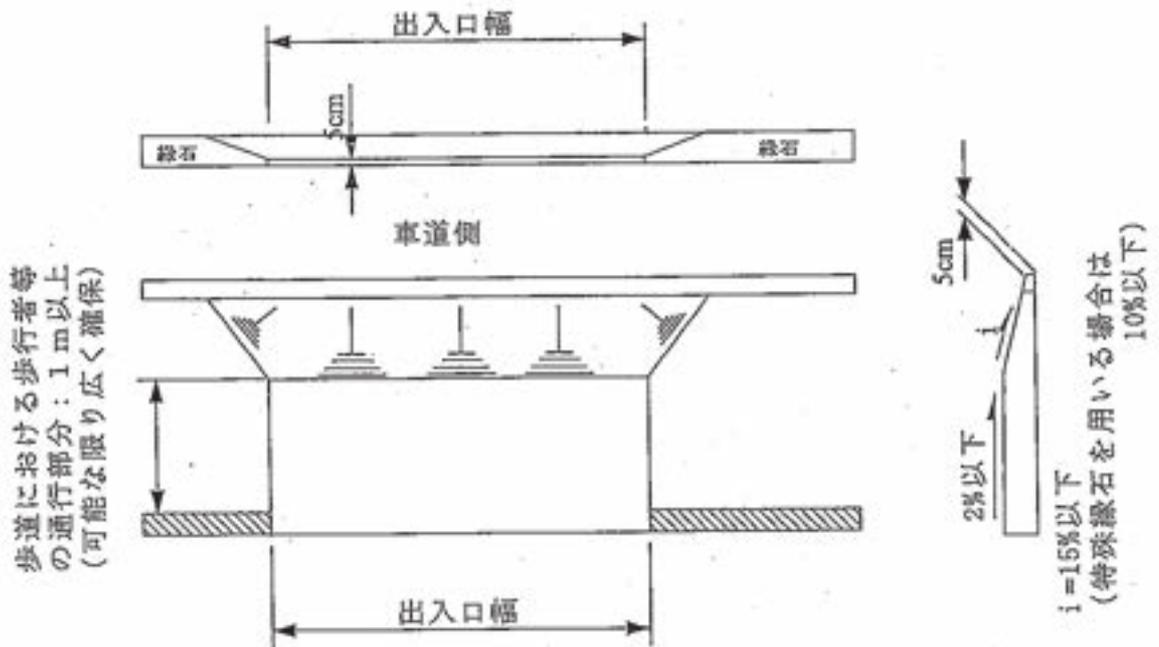
(6) 道路等が、コンクリート又はアスファルト舗装等のために、コンクリート柱を設置できないときは、これに代えて鉄錐を設置するものとする。

参 考 図

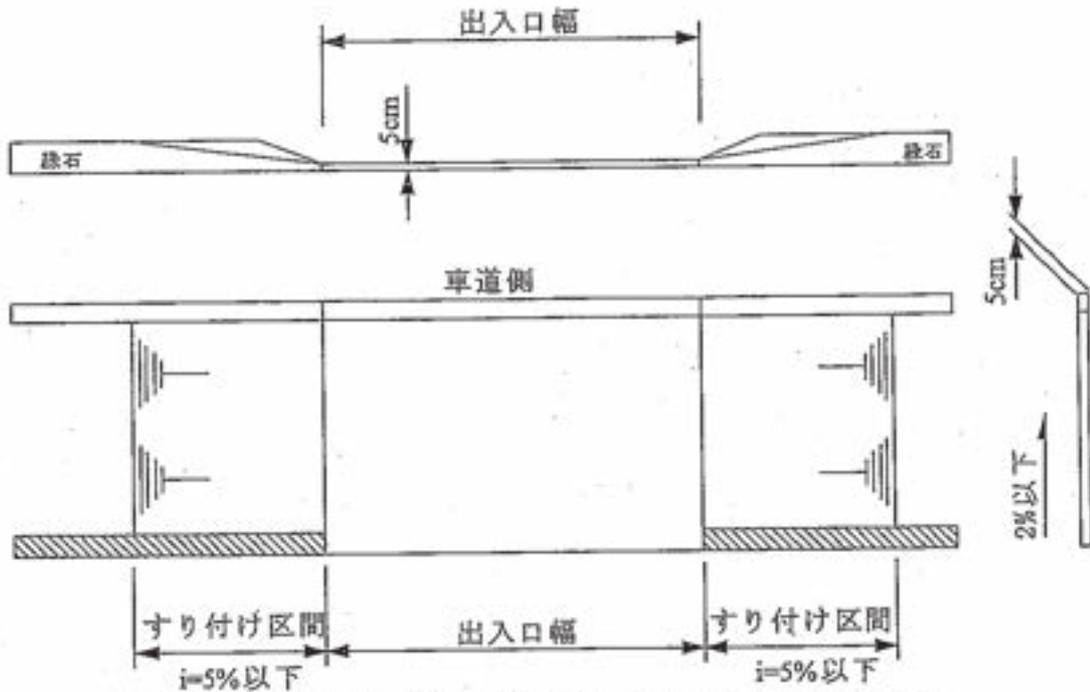
1 歩道切り下げによる出入口の設置



参考図1-1 植樹帯等がある場合のすり付け

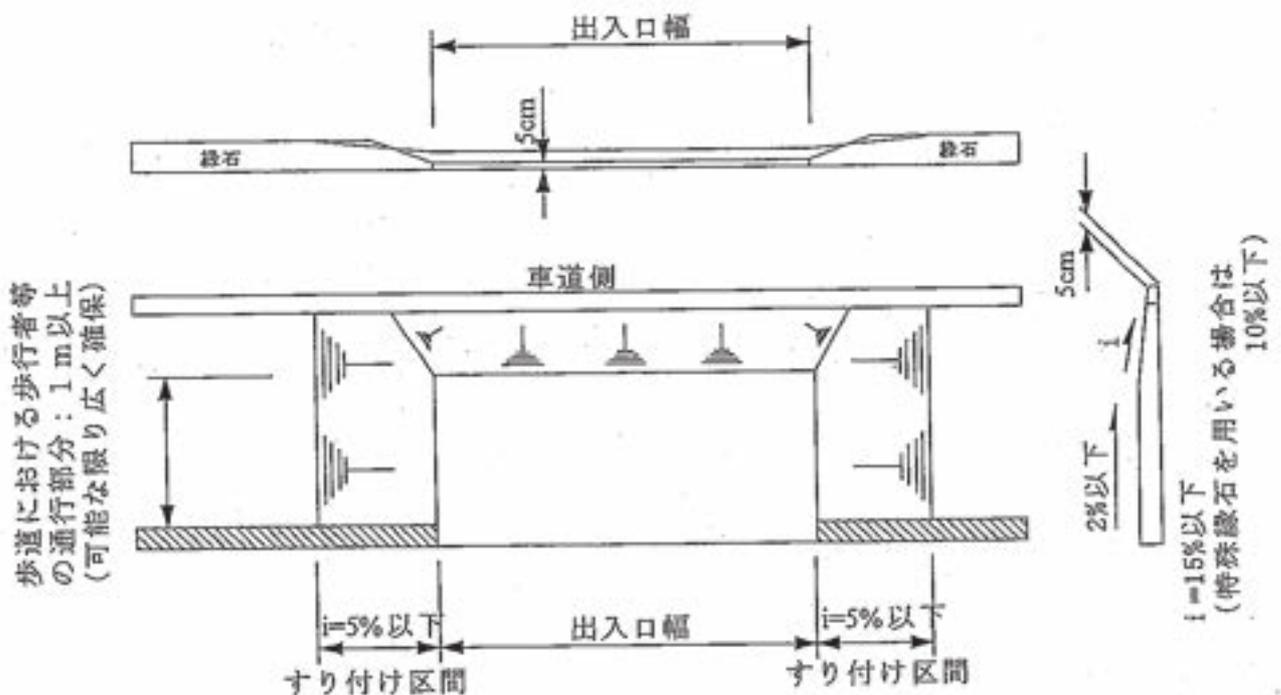


参考図1-2 植樹帯等がない場合等のすり付け



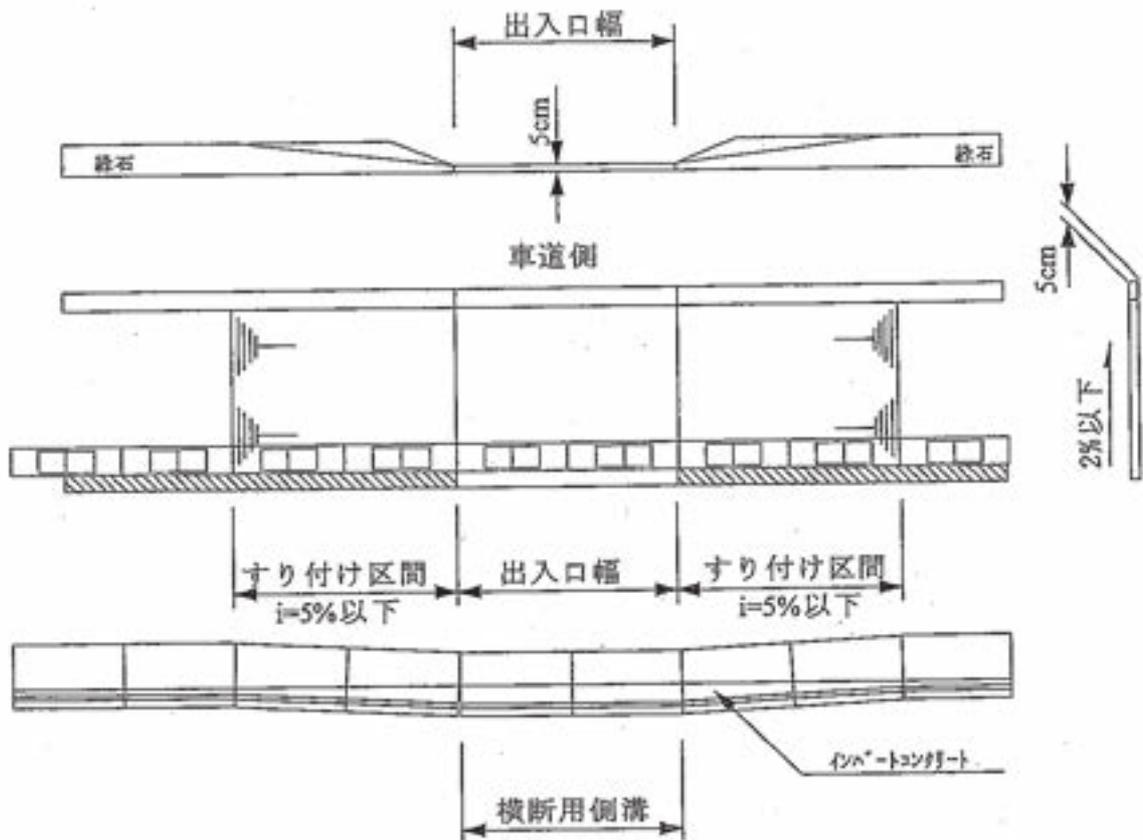
*すり付け区間の勾配(i)は路面凍結や積雪の状況を勘案して、歩行者及び自転車の安全な通行に支障をきたすおそれがある場合を除き、沿道の状況等によりやむを得ない場合には8%以下とする。

参考図 1-3 出入口全面を切り下げる場合のすり付け



*すり付け区間の勾配(i)は路面凍結や積雪の状況を勘案して、歩行者及び自転車の安全な通行に支障をきたすおそれがある場合を除き、沿道の状況等によりやむを得ない場合には8%以下とする。

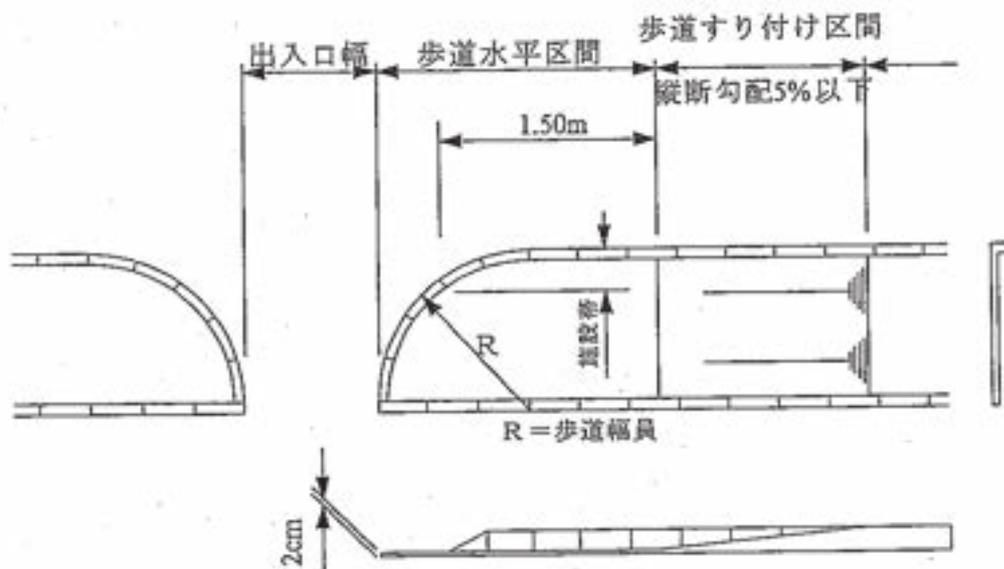
参考図 1-4 出入口全面を切り下げる場合(横断すり付け併用)のすり付け



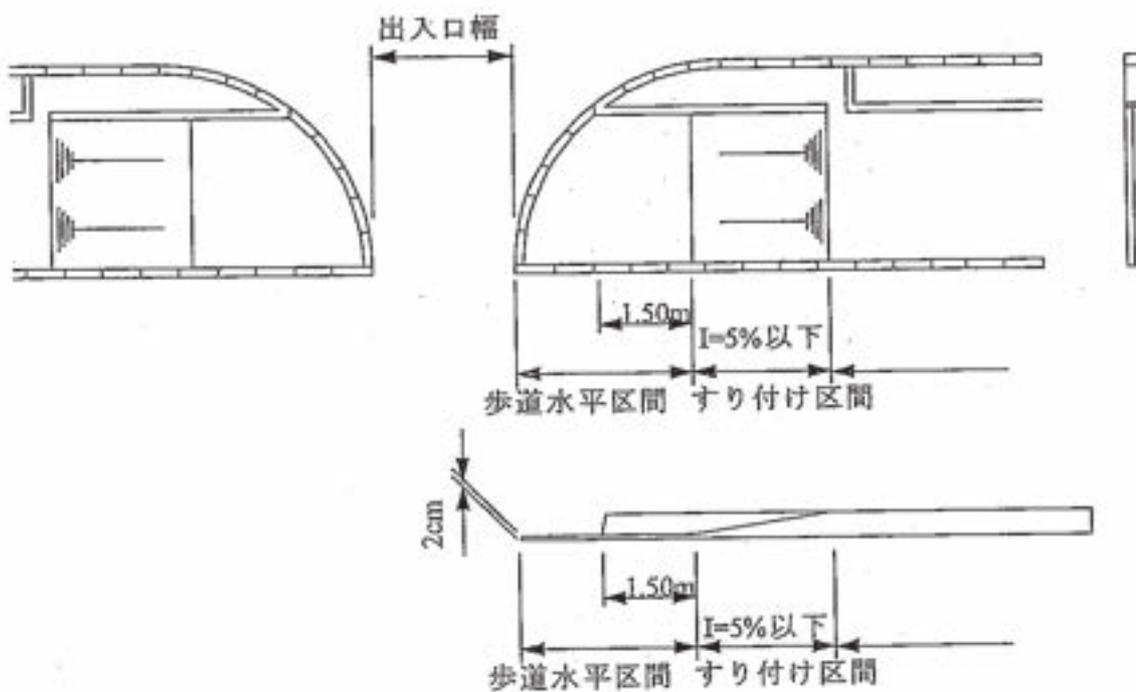
*すり付け区間の勾配(i)は路面凍結や積雪の状況を勘案して、歩行者及び自転車の安全な通行に支障をきたすおそれがある場合を除き、沿道の状況等によりやむを得ない場合には8%以下とする。

参考図 1-5 側溝の布設替えを伴う場合のすり付け

2 歩道切開による通路の設置



参考図 2-1 歩道の巻込み部における構造 (歩道等の幅員が狭い場合)



参考図 2-2 歩道の巻込み部における構造 (歩道等の幅員が広い場合)